

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより



次代を担う人材を育む
新しい形での迎春



2004
特集号
平成16年1月15日発行

希望あふれる

新しいまちへ

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町の住民の皆様、明けましておめでとうございます。皆様方には、お健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、本格的な地方分権の時代を迎え、今後の地域の展望は大変有効で重要な手段であると考え、昨年5月15日に任意の合併協議会を、6月27日に法定の合併協議会を設置し、合併の取り組みを進めてまいりました。

1市4町の合併に対する住民の皆様方のご理解とご支援のもとで、協議会委員の皆様も精力的に、また慎重にご協議をいただき、今日まで合わせて9回の協議会を開催し、43の合併協定項目のうち35項目について調整を終えることができました。また、昨年12月には、各市町で市町村合併シンポジウムを開催し、「みんなで作るうるおいにぎわいのまち 東近江市」をテーマとする「新市まちづくり計画(素案)」の発表を行い、皆様方からのご意見をお伺いいたしました。

本年の春頃には、残る協定項目や「新市まちづくり計画」などすべての合併協議が終了し、そして6月には、各市町議会において合併の議決をお願いすることとなります。

合併は、ゴールではありません。新しい時代に対応できる行政基盤の充実を図り、そして住民一人ひとりが生き生きとし、暮らし続けたいまちを創っていくためのスタートであります。今年は、このスタートラインに立つための正念場でもあり、1市4町が一層結束を強め、また議会と行政の連携をより深め、さらには住民の皆様のご理解を賜りながら、取り組んで参りたいと考えます。

私たち1市4町のすばらしい歴史・文化・自然や特色あるまちづくりを、次代へ引き継ぎながら、新しい「東近江市」が実現できるよう、今後とも皆様方のご理解とご協力をより深くお願い申し上げます。

- 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会
- 会長 中村 功 一 八日市市長
- 副会長 宮部 庄七 湖東町市長
- 久田 元一郎 永源寺町市長
- 前田 清子 五個荘町市長
- 植田 茂太郎 愛東町市長

Information



●合併協定項目の協議状況

項目	提案	協議	決定
1 合併の方式	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○
3 新市の名称	○	○	○
4 新市の事務所(市役所)の位置	○	○	○
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
7 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○
8 特別職の身分の取扱い	○	○	○
9 財産の取扱い	○	○	○
10 地方税の取扱い	○	○	○
11 町名、字名の取扱い	○	○	※
12 慣行の取扱い	○	○	○
13 一部事務組合等の取扱い	○	○	○
14 条例、規則等の取扱い	○	○	○
15 組織及び事務機構の取扱い	○	○	○
16 公共的団体等の取扱い	○	○	○
17 使用料、手数料等の取扱い	○	○	○
18 補助金、交付金等の取扱い	○	○	○
19 各種事務事業の取扱い			
1 消防防災関係事業	○	○	○
2 電算システム事業	○	○	○
3 交通政策事業	○	○	○
4 広報広聴関係事業	○	○	○
5 姉妹都市、国際交流事業	○	○	○
6 コミュニティ施策	○	○	○
7 人権対策関係事業	○	○	○
8 生活環境事業	○	○	○
9 上・下水道事業	○	○	○
10 高齢者福祉事業	○	○	○
11 介護保険事業	○	○	○
12 障害者福祉事業	○	○	○
13 児童福祉事業	○	○	○
14 病院(診療所)関係事業	○	○	○
15 生活保護事業	○	○	○
16 国民健康保険事業	○	○	○
17 保健衛生事業	○	○	○
18 建設関係事業	○		
19 都市計画関係事業	○		
20 農林水産関係事業	○		
21 商工・観光・労政関係事業	○		
22 学校教育事業			
23 社会教育事業			
24 その他協議が必要な事業			
20 新市建設計画(新市まちづくり計画)			

※基本方針を決定

1市4町の人口と世帯(平成16年1月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,275	6,480	12,014	5,674	9,182	78,625
男	22,488	3,083	5,869	2,793	4,458	38,691
女	22,787	3,397	6,145	2,881	4,724	39,934
世帯	16,130	1,870	3,778	1,491	2,506	25,775

●第7回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成16年1月29日(木)午後2時から
場所:湖東町みすまの館(ひばり公園内)
傍聴:定員40名(予定)



●第8回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成16年2月26日(木)午後2時から
場所:愛東町総合福祉センターじゅぴあ
(愛東町役場南側)
傍聴:定員40名(予定)



1市4町の保育所(園)設置状況を紹介します

保育所(園)については、現行のとおりとすることが協議会で決定されました。1市4町の認可保育所(園)は、以下のとおりです。

(平成15年4月1日現在)

市	町	公私	名称	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	合計
八日市市	公立		聖徳保育園	22	24	55	101
			すみれ保育園	19	17	40	76
			つつじ保育園	23	24	54	101
			みつくり保育園	15	12	33	60
	私立		八日市めぐみ保育園	35	24	43	102
			延命保育園	30	30	78	138
むつみ保育園			29	16	38	83	
永源寺町	公立		いちのべ保育園	22	21	42	85
			もみじ保育園	20	20	30	70
五個荘町	公立		かえで保育園	2	1	5	8
愛東町	私立		すみれ保育所	25	25	49	99
湖東町	公立		かすが保育園	23	15	27	65
			ひばり保育園	43	37	58	138



R100 この情報誌は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

市町村合併シンポジウムを開催 未来のまちづくりを語る

12月11日の八日市会場を皮切りに、各市町で「未来のまちづくりを語る」市町村合併シンポジウムを開催しました。これまでの取り組みの経過や、第5回合併協議会(11月27日開催)で確認された「新市まちづくり計画(素案)」について

の報告、また「東近江市へ新しいまちづくりの夢を語る」と題したパネルディスカッションでは、将来のまちづくりについて多くの意見が出されました。



新市まちづくり計画素案

「新市まちづくり計画(素案)」の報告では、新市の将来像を「みんなでつくるふるまいとにぎわいのまち 東近江市」としたことや、住民と行政の協働(パートナーシップ)を基本に新市のめざすべきまちの姿、それを実現するための施策について説明を行いました。

また、計画策定にあたった「新市まちづくり計画策定委員会」の10回にわたる協議や、各市町の主要な施設を視察したタウンウォッチングなどの活動を、写真も交えて説明しました。

なお、「新市まちづくり計画」は、今後、住民の皆様からいただいたご意見を踏まえて、3月の協議会での確認に向けて協議されることとなります。

取り組み経過の説明

「合併の方式」や「合併の期日」、そして「新市の名称」など、これまで協議会だよりも紹介してきました協議事項の主なものについての説明を行いました。また、今後協議される事項や、平成17年2月11日の東近江市の誕生に向けてのスケジュールを紹介しました。



パネルディスカッション

「東近江市へ 新しいまちづくりの夢を語る」と題し、コーディネーターに滋賀文化短期大学助教授谷口浩志さん、NPO法人ひとまち政策研究所常務理事西川実佐子さんを迎え、開催地の市町長、協議会委員、新市まちづくり計画策定委員らによる意見交換が行われ、新市まちづくり計画素案の策定にあたり、策定委員会での協議の進め方や、将来像がまとめられた経緯などが紹介されました。

また、新市のめざすべきまちの姿について、各市町の現状を踏まえながら、市民参加のまちづくり、にぎわいのあるまちづくり、地域の特徴を生かした交流のまちづくりなどについて意見が交わされました。

開催日	会場	参加者数
12月11日	八日市市 八日市文化芸術会館	311人
12月12日	五個荘町てんびんの里 文化学習センター	184人
12月13日	湖東町 農村環境改善センター	163人
12月14日	愛東町 文化センター	221人
12月19日	永源寺町 地域産業振興会館	141人
参加者の合計		1,020人



質疑応答

参加者の方からは、合併後の住民サービスや施策、財政計画、新市の名称、住民と行政の協働、さらに枠組みに関する質問などがあり、市町長やコーディネーターが説明を行いました。



当日は、天候の悪い日もございましたが、たくさんの方にご参加いただきありがとうございました。

第6回 (12/25) 協議会の報告

12月25日(木)、五個荘町でんびんの里文化学習センターにおいて、第6回合併協議会が開催され、高齢者福祉事業などの5つの議案について審議され、すべて原案どおり決定されました。また、建設関係事業など新たに4つの議案が提案されました。

協議された事項

協議第40号

高齢者福祉事業について
 次のことが決定されました。
 ・新市において老人保健福祉計画を策定する。平成18年度からはこの計画に基づき、高齢者の保健福祉を推進する。
 ・国や県の制度により各市町が実施している事業については、新市に引き継ぎ内容等統一するよう調整する。
 ・各市町が独自に実施している制度・事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。



協議第41号

介護保険事業について
 次のことが決定されました。
 ・新市において介護保険事業計画を策定する。
 ・第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料については、平成17年度までは現行のとおりにし、平成18年度から保険料を統一する。なお納期(普通徴収)は、平成17年度保険料から8期とする。



協議第42号

障害者福祉事業について
 次のことが決定されました。
 ・国や県の制度により各市町が実施している事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
 ・この制度の利用者負担分に対する助成については、新市の独自事業として平成17年度から統一して実施する。
 ・各市町が独自に実施している事業については、平成17年度から統一する。ただし、統一が困難なものは合併後2年以内に調整する。

国・県の主な制度	新市が独自に実施する事業
<ul style="list-style-type: none"> 外出支援サービス事業 生活管理指導員派遣事業 配食サービス事業 生きがい活動支援通所事業 緊急通報システム事業 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> 敬老祝金 毎年9月に85歳以上の市内居住者に5,000円を支給。百歳祝金については、市内に引き続き10年以上上居住し、満百歳の誕生日を迎えた者に金地金300gを贈呈。 敬老会 地域の実情に合わせて自治会や地区で実施。 介護用品の購入助成

国・県の主な制度	新市が独自に実施する事業
<ul style="list-style-type: none"> 支援費制度事業 重度身体障害者日常生活用具給付事業 身体障害者補装具の交付及び修理 更生医療の給付 知的障害者日常生活用具給付事業 身体障害者デイサービス事業 サマーホリデイサービス事業 心身障害者24時間対応型利用制度 在宅重度障害者通所生活訓練援助事業 	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加促進事業 重度障害者移動支援事業 点字・声の広報発行事業 重度障害者紙おむつ費用助成 配食サービス事業 移送サービス事業 心身障害者扶養共済制度掛金助成

協議第43号

児童福祉事業について
 児童福祉施策については、次世代育成支援に向けた行動計画を策定し、新市において各種施策の展開を図ることが決定されました。なお主なものは次のとおりです。
 ・放課後対策(学童保育所)については、八日市市の例(市から学童保育所への委託)を参考に新市で実施。
 ・五個荘町の児童育成奨励金や、愛東町湖東町の出産奨励金については、制度を見直し、新市において新たな施策を検討。

【保 育 料】

階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,500	5,000	5,000
第3階層	市町村民税課税世帯	16,000	13,500	13,500
第4階層	64,000円未満	25,500	22,000	22,000
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満	38,000	34,500
第6階層	160,000円以上 408,000円未満	52,000	35,500	30,500
第7階層	408,000円以上	67,500	35,500	30,500

【給 食】 完全給食を実施。
 【延長保育】 現行のとおりに実施。実施していない保育所(園)も、地域のニーズに沿って検討。
 【障害児保育】 現行のとおりに実施。実施していない保育所(園)も、地域のニーズに沿って検討。
 【一時保育】 現行のとおりに実施。実施していない保育所(園)も、地域のニーズに沿って検討。
 (一時保育の保育料)
 4時間まで(半日)・・・1,500円
 8時間まで(全日)・・・3,000円

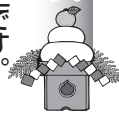


提案された事項

- 1月の協議会で協議の予定です。
- 建設関係事業について
- 都市計画関係事業について
- 農林水産関係事業について
- 商工・観光・労政関係事業について

協議第44号

生活保護事業について
 新市で設置する福祉事務所において、国や県の制度に基づき実施することが決定されました。





合併協議会この一年

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町の1市4町は、日常の行動を共にする生活圏域でもあり、同じ思いを保有しながら、無理なく自然な流れのなかで形成された枠組みで、かつ限られた期限内の合併が実現可能な枠組みであるという共通認識のもと、昨年5月15日に任意協議会、6月27日には法定協議会を設置し、合併に向けた協議をスタートさせました。

今日まで合わせて9回の協議会を開催し、合併協定項目の約8割について協議調整を終えています。こうした合併協議にあたっては、毎回の協議会の前に、市町ごとに委員が、提案内容について事前の検討を行うなどして進めてきました。

具体的なサービス内容や、詳細な事務事業については、職員レベルの分科会や専門部会において、協議調整を行い、昨年から延べ700回を超える会議を開催し、概ね調整を終える時期にきています。

本年は、合併に向け、現市町としては最後の年になるとともに、新たなスタートを切るための準備の年となります。住民の皆様のご理解をよろしくお願ひいたします。



5/15
任意協議会設置
(3回開催)



6/27
法定協議会
設置



国松滋賀県知事から指定を受ける▲



6/30
合併重点支援
地域に指定



協議会委員の委嘱▲



8/27
第2回
法定協議会
(愛東町)

7/31
第1回
法定協議会
(五個荘町)

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会



県内の合併取り組み状況

全国的に合併の議論が大きな山場を迎えています。現在、全国3176市町村の約59%に当たる1859市町村が1つ以上の法定協議会に参加し、490の法定協議会が設置されています。

滋賀県内では、法定協議会9組織・39市町村、任意協議会1組織・2町で合併に関する協議が行われており、すべての組織が県の合併重点支援地域に指定されています。すでに新市名も決定している地域や、合併協定書の調印を終えているところもあり、今年は各地域で合併に向けた最終の調整と準備が活発に進められていくことが予想されます。

(平成15年12月26日現在)
人口は11月1日現在
(資料:滋賀県統計課)

高島地域合併協議会(法定) H14.10.1設置
マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町
人口: 55,355人 面積: 511km ²
合併期日: H17.1.1
新市名称: 西近江(にしおうみ)市 (再協議中)

湖北地域合併協議会(法定) H15.7.30設置
長浜市、近江町、浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
人口: 134,695人 面積: 558km ²
合併期日: H17.3末までを目標

山東町・伊吹町・米原町合併協議会(法定) H15.9.25設置
山東町、伊吹町、米原町
人口: 31,432人 面積: 205km ²
合併期日: H17.2.14

中主町・野洲町合併協議会(法定) H14.11.1設置
中主町、野洲町
人口: 49,156人 面積: 61km ²
合併期日: H16.10.1
新市名称: 野洲(やす)市 合併協定調印式: H15.12.6

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会(法定) H14.8.1設置
彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町
人口: 132,497人 面積: 256km ²
合併期日: H17.2予定
新市名称: 彦根(ひこね)市

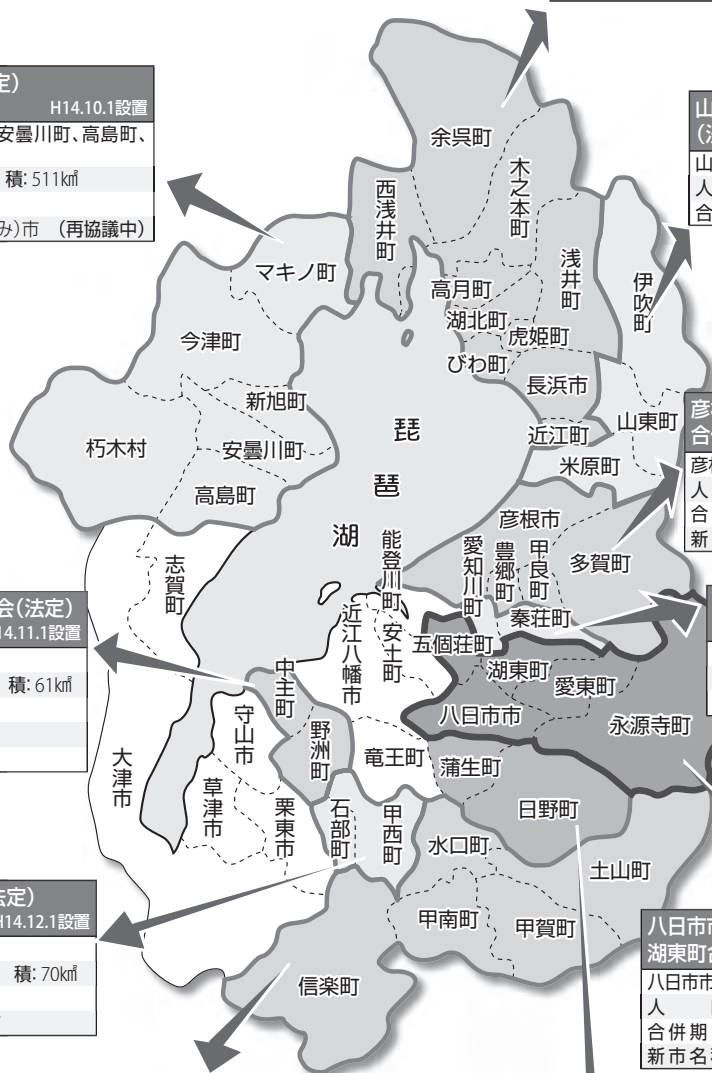
秦荘町・愛知川町合併協議会(法定) H15.11.7設置
秦荘町、愛知川町
人口: 19,335人 面積: 38km ²
合併期日: H17.2を目標

石部・甲西合併協議会(法定) H14.12.1設置
石部町、甲西町
人口: 54,546人 面積: 70km ²
合併期日: H16.10.1
新市名称: 湖南(こなん)市

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会(法定) H15.6.27設置
八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町
人口: 78,125人 面積: 318km ²
合併期日: H17.2.11
新市名称: 東近江(ひがしおうみ)市

甲賀地域合併協議会(法定) H14.8.1設置
水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町
人口: 93,375人 面積: 482km ²
合併期日: H16.10.1
新市名称: 甲賀(こうか)市 合併協定調印式: H15.8.18

蒲生・日野まちづくり協議会(任意) H15.10.1設置
蒲生町、日野町
人口: 37,780人 面積: 152km ²
合併期日: H17.2.11



夢のあるまちを



永源寺町 足出みゑ子委員

「東近江市」と新市の名称が決定し、承認されました。慎重審議の結果でした。この名称が地域に慣れ親しまれ、自分たちの愛すべきまちに築かれることを願います。

新しいまちの将来イメージとしてのアンケートに対し、若者たちの答えは、都市的基盤が整い、安心して生活できるまちとし、医療施設等の充実、税金や料金の負担が高くないこと等が新市に期待する結果でした。さらに安心して、ずっと住み続けられ、賑わいのあるまち、おしゃれなまち、夢のあるまちを望んでいます。

当初は、合併せずに現状を望んでいた私も、将来的に社会保障等の厳しさを考える時、新市を背負う若者たちの期待を裏切らないために「東近江市」の誕生を心待ちにしています。

どの枠組み大切に



八日市市 田中敏彦委員

八日市商工会議所を代表して、1市4町の合併協議会に参加させていただいてありますが、紆余曲折を経て、やっとたどり着いたこの枠組みを大切にしたいという思いが強く感じられます。もともと、この1市4町は生活圏、経済圏から考えても自然と「1」にまとまりやすい環境条件が整っています。最も難しいと思われた新市の名称も、侃々諤々の議論の末「東近江市」に決定し、新市まちづくり計画の素案も策定されました。この間の1市4町の関係者のご苦労には心より敬意を表するものであります。

また、ここに来ての能登川町からの参画申し入れに対し、商工会議所からも要望書を提出させていただきました。最優先されるべきは1市4町の合併成就であり、その上で東近江市の将来を見据えたまちづくりを考えていきたいものです。

新市誕生へ

新しいまちに 思いを寄せて

新市発足まで約1年となりました。あなたは新しいまちがどんなまちになってほしいですか。夢と期待と不安と……。そこで新しいまちづくりに寄せる1市4町の協議会委員さんの声をお届けしたいと思います。



住民と行政の 協働したまちづくり



湖東町 野村赤一委員

私は、今回の協議会に「1市4町」が、今日までそれぞれの行政、議会、住民が努力してつくり上げてきた良さを活かしながら、夢のある新しい市をつくる計画をまとめた。という願いを込めて参加させていただきました。

特に、まちづくり計画策定委員会、公募で参加していただいた委員の皆様とともに、新しいまちの将来像や具体的な施策などについて、夜遅くまで話し合ったことを、たいへん感謝しています。

新市のまちづくりの計画案の中、私は東近江市ならではの施策は、「情報先進都市」をめざすこと、住民が行政と協働してまちづくりを進める「おしゃれなまち」の協働の仕組みを盛り込んで、今後の具体化を期待しています。

合併の成就を願って



五個荘町 平居貞夫委員

住民のニーズが多様化し、少子高齢化社会が進化する一方、厳しい地方財政に国の三位一体改革が実施されれば、さらにその緊迫度が加速する中で、地方分権推進の対応や、行政の効率化等が図れる生活圏を共有する1市4町の合併は是非成就せねばなりません。

こうした背景を受けて、人口構成、財政事情、産業構造、自治運営等が異なる1市4町の対等での合併については、自身の利害に拘束されず、将来を見据えた慎重な審議の下、相手を信頼し、忍耐と協働を考慮に入れ、協議することが成就につながるものと、43の合併協定項目の約8割を確認してきた協議会委員のひとりとして痛感しています。

合併すれば諸事は一掃が叶うものと期待する反面、財政難が見込まれる今後の国や地方の行政サービスは取捨選択され、住民の立場からは受益の選択を余儀なくされるであろうことも視野に入れ、新市の誕生を心待ちにしています。

みんながひとつに なって新しいまちを



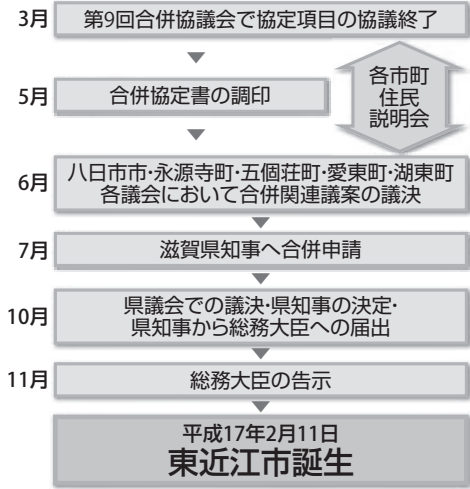
八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより

地域の抱かれぬお宝
築くお宝の心



今後の手続きと合併までのスケジュール

合併協定項目については、第9回合併協議会ですべて協議が終了する予定です。
その後は下記の手順により、合併までの諸準備が進められます。



▲第8回協議会で計画案が提案・協議されました

新市の将来ビジョンを示した「新市まちづくり計画」は、新しい時代にあふさわしい魅力的なまちづくりの指針となるものです。
協議会では、「新市まちづくり計画策定委員会」を設置し、素案の策定を進め、さらに各市町でシンポジウムを実施し、住民の皆さんのご意見(3面に掲載)を踏まえたうえで、第8回合併協議会に計画の最終案が提案、協議されました。この最終案は滋賀県との協議を踏まえ、第9回合併協議会(3月25日)で決定される予定です。

新市まちづくり計画
最終案を協議!!
みんなでつくるおいとまのまち
東近江市

Information



●合併協定項目の協議状況

項目	提案	協議	決定
1 合併の方式	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○
3 新市の名称	○	○	○
4 新市の事務所(市役所)の位置	○	○	○
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
7 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○
8 特別職の身分の取扱い	○	○	○
9 財産の取扱い	○	○	○
10 地方税の取扱い	○	○	○
11 町名、字名の取扱い	○	○	※
12 慣行の取扱い	○	○	○
13 一部事務組合等の取扱い	○	○	○
14 条例、規則等の取扱い	○	○	○
15 組織及び事務機構の取扱い	○	○	○
16 公共的団体等の取扱い	○	○	○
17 使用料、手数料等の取扱い	○	○	○
18 補助金、交付金等の取扱い	○	○	○
19 各種事務事業の取扱い			
1 消防防災関係事業	○	○	○
2 電算システム事業	○	○	○
3 交通政策事業	○	○	○
4 広報広聴関係事業	○	○	○
5 姉妹都市、国際交流事業	○	○	○
6 コミュニティ施策	○	○	○
7 人権対策関係事業	○	○	○
8 生活環境事業	○	○	○
9 上・下水道事業	○	○	○
10 高齢者福祉事業	○	○	○
11 介護保険事業	○	○	○
12 障害者福祉事業	○	○	○
13 児童福祉事業	○	○	○
14 病院(診療所)関係事業	○	○	○
15 生活保護事業	○	○	○
16 国民健康保険事業	○	○	○
17 保健衛生事業	○	○	○
18 建設関係事業	○	○	○
19 都市計画関係事業	○	○	○
20 農林水産関係事業	○	○	○
21 商工・観光・労政関係事業	○	○	○
22 学校教育事業	○	○	○
23 社会教育事業	○	○	○
20 新市建設計画(新市まちづくり計画)	○	○	○

※基本方針を決定

1市4町の人口と世帯(平成16年3月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五箇荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,373	6,492	12,019	5,672	9,182	78,738
男	22,546	3,080	5,874	2,790	4,460	38,750
女	22,827	3,412	6,145	2,882	4,722	39,988
世帯	16,222	1,894	3,794	1,489	2,500	25,899

●委員の変更

愛東町議会議員選挙に伴い、第8回合併協議会から協議会委員が次のとおり変更となりました。(敬称略)

変更後	愛東町議会推薦	やまもと きよし 山本 清
変更前	〃	みや 要一郎

●第9回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成16年3月25日(木)午後2時から
場所:永源寺町地域産業振興会館
傍聴:定員40名(予定)



新市のイベントは!?

行政や観光協会等が実施しているイベントで、新市に引き継ぐ主なものは次のとおりです。

【観光イベント】

新春風揚げ大会(八日市市・成人の日)
商家に伝わる雛人形めぐり(五箇荘町・2月~3月)
人間ひなまつり(五箇荘町・2月中旬)
桜まつり(八日市市・3月下旬~4月上旬)
ART FAIR むらまつり(湖東町・5月第4土・日曜日)
八日市大風まつり(八日市市・5月第4日曜日)
花フェスタ(愛東町・5月第4日曜日)
蒲生野万葉まつり(八日市市・9月中旬)
ぶらりまちかど美術館・博物館(五箇荘町・9月23日)
大空と遊ぼうヨ!フェスタ(八日市市・10月中旬)
湖東三山・永源寺周遊キャンペーン(永源寺町・10月下旬~12月上旬)

【商イベント】

聖徳まつり(八日市市・7月下旬)
延命花火大会(八日市市・7月下旬)
八日市は妖怪地(八日市市・7月下旬)
こかのしょう新近江商人塾(五箇荘町・9月23日)
二五八祭り(八日市市・11月上旬)
八日市物産まつり(八日市市・11月上旬)

【農政イベント】

収穫祭(愛東町・10月末日)
農業まつり(八日市市・11月上旬)
もみじまつり(永源寺町・11月中旬)

【地域ふれあいイベント】

永源寺ふれあい夏まつり(永源寺町・7月下旬)
愛東夏まつり(愛東町・7月下旬)
湖東夏まつり(湖東町・8月第1土曜日)
ふれあい広場(五箇荘町・11月上旬)
ことうふるさとまつり(湖東町・11月3日)



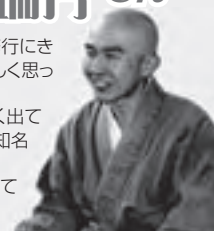
▲永源寺町花フェスタ

ひとこと 新市名称代表者賞に当選された 永源寺町 東 瑞芳 さん

師匠(父)の勤めもあって、東京から永源寺へ修行にきて2年半になります。賞をいただき、非常にうれしく思っています。

「近江」の名は、歴史小説でも戦国時代等によく出てくるし、近江商人としても全国に知れ渡っており、知名度が高いことから「東近江市」にしました。

新しいまちが、今後ますます発展することを願っています。



○協議第50号
社会教育事業について

次のご意見が決定されました。
 ・社会教育、社会体育、文化振興に関する制度及び事業等については、現行の内容を新市に引き継ぎ、全庁的な事業と地区単位での事業とに区分して実施する。
 ・文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その保存と活用を努める。
 ・図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、館の連携によって相互利用を図れるよう新市において調整する。

教育関係事業については、
次のような意見がありました。

★就学前教育については、幼保一元化、3歳児保育等を全庁的に取り組んでほしい。また学校教育については、合併のメリットを生かした、例えば規模拡大による全庁的な情報ネットワーク化による学校間の交流等新たな取り組みをお願いしたい。
 合併により広いエリアでの多様な教育活動が考えられる。質量とも高めた学校づくりに取り組む。

新市まちづくり計画に対する皆様からの
ご意見とごの考え方について紹介します。

(紙面の関係で一部のみの紹介とさせていただきます。)

◆新市の都市構造について

ご意見 国道421号の整備が進めば、近畿圏と東海圏を結ぶ交流軸になるのではないかと。
 考え方 その他、交流軸を含め、新市の持つ可能性として、近畿東海



★新市の成人式について、市の式典のみを1か所で実施するより、むしろ交歓の場である20歳ごろののみを行うなどの考えはないか。
 式典は市が1か所で実施したい。つどいは中学校区等の地域単位で実施されるのがよいと思われる。

★図書館の休館日について、現在1市4町とも同じ休館日となっているが、合併後はどこかの図書館が開館していろいろな検討はされないか。
 現在は月・火曜日が休館日だが、火曜日にはどこか1か所が開館できるように検討していく。

★県から各町に派遣いただいている社会教育主事等について、合併後も経過措置などで派遣をお願いすることはできないか。
 早急に県へ要望書を提出するよう検討していく。

○協議第51号
新市建設計画について

最終案が提案協議されました。第9回協議会で、滋賀県知事との協議結果を踏まえ決定の予定です。

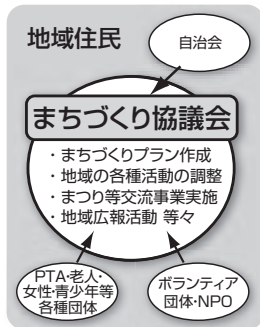
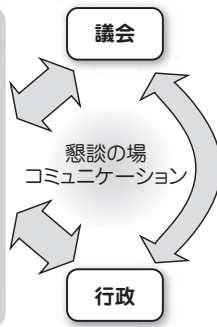
◆人権施策の充実について

ご意見 21世紀は「人権の世紀」といわれる。誰もが大切にされるよう、人権施策の充実を望む。
 考え方 人権教育の推進や意識高揚の取り組みについて計画していますが、具体的な記述が少なかつたため、人権

さらに北陸地方を含めた広域的な視点での位置づけを計画に明記します。

◆行政に住民の声が届く方法を

相談体制充実の取り組みと人権意識の高揚を図る啓発活動の推進について明記します。
 ご意見 住民の声をどのように行政に反映させるのか、直接議会や行政に伝えられる組織の設置を望む。
 考え方 新市では、市民自ら地域を考え、行動する新しい仕組みとして「まちづくり協議会」の設置を提案しています。この協議会は、行政や議会の意思決定に民意を反映し、行政の透明性を高め、住民主体のまちづくりを進めるためのシステムとして考えています。



◆森林行政をどうするのか

ご意見 水と空気を浄化する森林の力を十分活用するため、森林行政に力を入れてほしい。
 考え方 森林の持つ多様な機能を、守り育てる林業の重要性を認識し、その施策を明確に位置づけるため、林業基盤の整備や後継者確保対策、また公共事業などへの地元材の利用促進や間伐材の活用、さらに森林の持

◆愛知川に新橋の設置を

ご意見 市民間の交流、利便性の向上のため、愛知川に橋が必要と考える。
 考え方 新市では、道路混雑の解消を図るとともに、愛知川両岸地域の連携を高めるため、愛知川に架かる新橋構想を推進することとしています。



▲建設中の県道湖東八日市線 (愛東町鮎江地先～八日市市中小路地先)

◆ケーブルテレビと情報保護について

ご意見 ケーブルテレビが新市に拡大されるようだが、個人情報保護等にどう対応するのか。
 考え方 新市では、ケーブルテレビ網の整備による情報先進都市を目指していますが、セキュリティの高い情報ネットワークの構築や、ITサポート体制の強化など誰もが安全に活用できるIT環境整備への取り組みを計画に追加します。

◆財政計画と職員削減

ご意見 職員のリストラなど人件費の削減にもっと努力すべき。
 考え方 大幅かつ急激な人員削減は、サービスの低下にもつながりかねないため、新市と類似した規模の団体と比較し、職員数の削減計画を立てることとしています。

第7回(1/29)協議会の報告

1月29日(木)、湖東町「みすまの館」において、第7回合併協議会を開催し、建設関係事業などの4つの議案について審議され、すべて原案どおり決定されました。また、学校教育事業など新たに2つの議案が提案されました。



協議された事項

協議第45号

建設関係事業について

次のことが決定されました。

【道路河川整備】

・ 継続中の事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市で計画的に整備、推進する。

・ 市道以外の生活道路等整備については、地元要望を踏まえ自治会と市が事業費を負担して実施する。

・ 道路の維持管理は、基本的に新市に引き継ぐ。市道以外の生活道路等の補修は、自治会主体を原則に道路維持補修資材を申請により支給する。

・ 現在の市道町道に認定されている道路は、市道として新市に引き継ぐ。市道の再編は、新市で調整する。

・ 雪害対策については、合併時は現行のとおりとし、新市において新たな計画を策定し実施する。

【公営住宅】

・ 公営住宅の建て替え修繕等維持管理については、新市において計画を策定し実施する。

・ 家賃は、平成17年度から公営住宅法に基づき、統一した算出方法により決定する。

・ 入居申込資格は、合併時から次のすべてをみたす者とする。



協議第46号

都市計画関係事業について

次のことが決定されました。

・ 都市計画区域は、現行の区域を新市に引き継ぎ、区域の見直しについては、新市において検討を進める。

・ 土地の利用や道路・施設等公共施設の整備についての将来の目標を定めた都市計画マスタープランを新市において策定する。

・ 新市の都市計画審議会を設置する。委員は16人以上、任期は4年とする。

・ 地籍調査は、各自治会や住民等の要望を勘案し実施する。

協議第47号

農林水産関係事業について

第8回(2/26)協議会の報告

次のことが決定されました。

- ・ 農業関係事業については、新市において各種計画を策定し、地域の特性を生かした農業施策を実施する。
- ・ 永源寺ダム受益地域における地域用水機能を補完する施設などの改修整備を行う地域用水事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市と地元の負担割合は、平成17年度事業から2分の1ずつとする。
- ・ 林業関係事業については、新市において森林整備計画を策定し、保育事業・病害虫等防除事業・林道事業・治山事業等を実施する。

提案された事項

協議第48号

商工・観光・労政関係事業について

産業の振興及び地域活性化を図るため、新市においても小規模企業者小口簡易資金貸付や勤労者資金融資の制度、また観光イベント等の事業の推進に努めることが決定されました。



協議された事項

協議第49号

学校教育事業について

次のことが決定されました。

・ 新市においても教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る。

・ 幼稚園の運営方針内容等については、新市において検討を行う。ただし、幼稚園保育料・保育時間及び預かり保育の運営については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一するよう調整する。

・ 学校給食事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において給

2月26日(木)、愛東町総合福祉センター「じゅびあ」において、第8回合併協議会を開催し、学校教育事業などの2つの議案について審議され、すべて原案どおり決定されました。また、新市まちづくり計画の最終案が提案・協議されました。



食の対象や内容等の拡充を図るよう調整に努める。

・ 幼稚園・小・中学校の通園・通学区域及び通園・通学バス等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。

・ 奨学金貸付事業については、新市において新たな基準による奨学金貸付制度を設ける。



▲永源寺幼稚園

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会日より

心の響かせる新しい未来
築こう！新しいまち

Gokasho Koto Aito Yokaichi Eigenji

まち・未来通信
2004
第7号
平成16年4月15日発行

すべての合併協定項目の協議が終了!

第9回合併協議会において、「新市まちづくり計画」が全会一致で決定されました。これにより、任意協議会から約10か月にわたり協議を重ねてきた、42の合併協定項目のすべての協議が終了したことになります。

来る5月20日には、決定された事項を取りまとめた「合併協定書」により1市4町の首長が合併協定の調印を行う予定です。なお、調印に際しては、合併協議会委員を立会人に、また滋賀県知事を特別立会人をお願いすることとしています。

新市まちづくり計画を決定
調印は5月20日に!!



▲第9回合併協議会



編集・発行 / 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局
☎527-8527 滋賀県八日市市緑町10番5号 ☎0748-24-0811 FAX.0748-20-0855 <http://www.bcacp.co.jp/higashiomigappei/>

Information



●合併協定項目の協議状況

項目	提案	協議	決定
1 合併の方式	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○
3 新市の名称	○	○	○
4 新市の事務所(市役所)の位置	○	○	○
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○
7 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○
8 特別職の身分の取扱い	○	○	○
9 財産の取扱い	○	○	○
10 地方税の取扱い	○	○	○
11 町名、字名の取扱い	○	○	○
12 慣行の取扱い	○	○	○
13 一部事務組合等の取扱い	○	○	○
14 条例、規則等の取扱い	○	○	○
15 組織及び事務機構の取扱い	○	○	○
16 公共的団体等の取扱い	○	○	○
17 使用料、手数料等の取扱い	○	○	○
18 補助金、交付金等の取扱い	○	○	○
19 各種事務事業の取扱い			
1 消防防災関係事業	○	○	○
2 電算システム事業	○	○	○
3 交通政策事業	○	○	○
4 広報広聴関係事業	○	○	○
5 姉妹都市、国際交流事業	○	○	○
6 コミュニティ施策	○	○	○
7 人権対策関係事業	○	○	○
8 生活環境事業	○	○	○
9 上・下水道事業	○	○	○
10 高齢者福祉事業	○	○	○
11 介護保険事業	○	○	○
12 障害者福祉事業	○	○	○
13 児童福祉事業	○	○	○
14 病院(診療所)関係事業	○	○	○
15 生活保護事業	○	○	○
16 国民健康保険事業	○	○	○
17 保健衛生事業	○	○	○
18 建設関係事業	○	○	○
19 都市計画関係事業	○	○	○
20 農林水産関係事業	○	○	○
21 商工・観光・労政関係事業	○	○	○
22 学校教育事業	○	○	○
23 社会教育事業	○	○	○
20 新市建設計画(新市まちづくり計画)	○	○	○

1市4町の人口と世帯(平成16年4月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,506	6,482	12,054	5,681	9,130	78,853
男	22,623	3,078	5,897	2,785	4,432	38,815
女	22,883	3,404	6,157	2,896	4,698	40,038
世帯	16,346	1,893	3,817	1,503	2,497	26,056

●第10回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成16年4月28日(水)午後2時から
場所:五個荘町 てんびんの里文化学習センター ホールあじさい
傍聴:定員50名(予定)

合併協定調印式を開催!!

◆日時 平成16年5月20日(木) 午前10時から

◆場所 八日市市 八日市商工会議所

調印式は、合併協議会と同様に、一般の方もご覧いただけます。ただし、会場の都合により、人数を制限させていただきますのでご了承ください。

合併協定書とは...!?



合併協議会において協議されてきた左表の協定項目について、調整協議された内容を取りまとめたもので、合併協議の集大成と言えます。

合併に向けて1市4町の首長が、この合併協定書の内容を最終的に確認し調印します。この調印を経て、各市町長はそれぞれの議会に合併の議案を提出することになります。

県内の合併協定後の状況

滋賀県内では、3か所の地域で合併協定書の調印を終えており、新市発足に向け準備が進められています。

◇^{こうか}甲賀市(水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町)

平成15年 8月18日 調印
" 9月25日 合併関連議案を5町議会が可決
" 10月24日 県知事へ合併申請書提出
" 12月18日 5町の合併を滋賀県議会が可決
平成16年 1月15日 総務大臣告示

平成16年10月1日 新市誕生

◇^{やす}野洲市(中主町・野洲町)

平成15年12月 6日 調印
" 12月22日 合併関連議案を2町議会が可決
平成16年 1月 8日 県知事へ合併申請書提出
" 3月24日 2町の合併を滋賀県議会が可決

平成16年10月1日 新市誕生

◇^{こなん}湖南市(石部町・甲西町)

平成16年 2月27日 調印
" 3月 9日 合併関連議案を2町議会が可決
" 3月29日 県知事へ合併申請書提出

平成16年10月1日 新市誕生



▲石部・甲西合併協議会調印式

合併後の住所表示はこう変わります!!

ここに注目!!



新市の町(丁目)名表示は下表のとおりとなります。
 なお、八日市市外町と愛東町大字外は、同一名称『とのちよう』となるため現在調整中です。

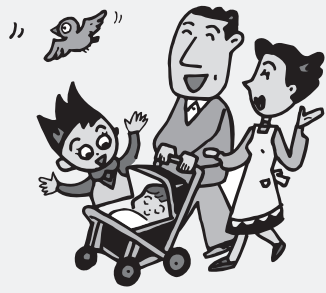
○報告第14号
 町(丁目)名について
 住民票などに使われている町(丁目)名(大字名)の取扱については、第一回協議会で調整方針が決定され、その後この方針に基づき、自治連合会や自治会など住民の皆さんの意向を踏まえながらそれぞれ市町で協議されていきました。このたび各市町において決められた新市の町(丁目)名が、調整中の部を除き協議会で報告されました。

○報告第15号
 合併協定書について
 合併協定書の内容について報告されました。この内容は次号掲載します。



(五十音順)

八日市市		永源寺町	
東近江市青葉町 (あおばちよう)	東近江市建部北町 (たてべきたちよう)	東近江市相谷町 (あいだにちよう)	
東近江市池田町 (いけだちよう)	東近江市建部堺町 (たてべさかいちよう)	東近江市池之脇町 (いけのわきちよう)	
東近江市市辺町 (いちのべちよう)	東近江市建部下野町 (たてべしものちよう)	東近江市石谷町 (いしだにちよう)	
東近江市今崎町 (いまさきちよう)	東近江市建部日吉町 (たてべひよしちよう)	東近江市市原野町 (いちはらのちよう)	
東近江市今代町 (いまだいちよう)	東近江市建部南町 (たてべみなみちよう)	東近江市一式町 (いっしきちよう)	
東近江市今堀町 (いまぼりちよう)	東近江市寺町 (てらちよう)	東近江市茨川町 (いばらかわちよう)	
東近江市瓜生津町 (うりうづちよう)	東近江市土器町 (どさちよう)	東近江市上二侯町 (かみふたまたちよう)	
東近江市大森町 (おおもりちよう)	外町は調整中		東近江市萱尾町 (かやおちよう)
東近江市岡田町 (おかだちよう)	東近江市中野町 (なかのちよう)	東近江市萱尾町 (かやおちよう)	
東近江市沖野一丁目 (おきのいっちようめ)	東近江市中羽田町 (なかはねだちよう)	東近江市君ヶ畑町 (きみがはたちよう)	
東近江市沖野二丁目 (おきのにちようめ)	東近江市中小路町 (なごおじちよう)	東近江市黄和田町 (きわだちよう)	
東近江市沖野三丁目 (おきのさんちようめ)	東近江市西中野町 (にしなかのちよう)	東近江市九居瀬町 (くいぜちよう)	
東近江市沖野四丁目 (おきのよんちようめ)	東近江市糠塚町 (ぬかづかちよう)	東近江市甲津畑町 (こうづはたちよう)	
東近江市沖野五丁目 (おきのごちようめ)	東近江市布引台一丁目 (ぬのびきだいいちようめ)	東近江市佐目町 (さめちよう)	
東近江市小脇町 (おわきちよう)	東近江市布引台二丁目 (ぬのびきだいにちようめ)	東近江市新出町 (しんでちよう)	
東近江市柏木町 (かしわぎちよう)	東近江市野口町 (のぐちちよう)	東近江市高木町 (たかぎちよう)	
東近江市春日町 (かすがちよう)	東近江市野々宮町 (ののみやちよう)	東近江市永源寺高野町 (えいげんじたかのちよう)	
東近江市金屋一丁目 (かなやいっちようめ)	東近江市野村町 (のむらちよう)	東近江市蓼畑町 (たてはたちよう)	
東近江市金屋二丁目 (かなやにちようめ)	東近江市浜野町 (はまのちよう)	東近江市蛭谷町 (ひるたにちよう)	
東近江市金屋三丁目 (かなやさんちようめ)	東近江市林田町 (はやしだちよう)	東近江市政所町 (まんどころちよう)	
東近江市上大森町 (かみおおもりちよう)	東近江市東今崎町 (ひがしいまさきちよう)	東近江市箕川町 (みのがわちよう)	
東近江市上之町 (かみのちよう)	東近江市東沖野一丁目 (ひがしおきのいっちようめ)	東近江市山上町 (やまかみちよう)	
東近江市上羽田町 (かみはねだちよう)	東近江市東沖野二丁目 (ひがしおきのにちようめ)	東近江市紅葉尾町 (ゆずりおちよう)	
東近江市上平木町 (かみひらぎちよう)	東近江市東沖野三丁目 (ひがしおきのさんちようめ)	東近江市和南町 (わなみちよう)	
東近江市川合寺町 (かわいでらちよう)	東近江市東沖野四丁目 (ひがしおきのよんちようめ)		
東近江市小今町 (こいまちよう)	東近江市東沖野五丁目 (ひがしおきのごちようめ)		
東近江市五智町 (ごちちよう)	東近江市東中野町 (ひがしなかのちよう)		
東近江市幸町 (さいわいちよう)	東近江市東浜町 (ひがしはまちよう)		
東近江市栄町 (さかえまち)	東近江市東本町 (ひがしほんまち)		
東近江市尻無町 (しなしちよう)	東近江市ひばり丘町 (ひばりおかちよう)		
東近江市芝原町 (しばはらちよう)	東近江市平田町 (ひらたちよう)		
東近江市柴原南町 (しばはらみなみちよう)	東近江市布施町 (ふせちよう)		
東近江市清水一丁目 (しみずいっちようめ)	東近江市札の辻一丁目 (ふだのつじいっちようめ)		
東近江市清水二丁目 (しみずにちようめ)	東近江市札の辻二丁目 (ふだのつじにちようめ)		
東近江市清水三丁目 (しみずさんちようめ)	東近江市蛇溝町 (へびみぞちよう)		
東近江市下羽田町 (しもはねだちよう)	東近江市本町 (ほんまち)		
東近江市下二侯町 (しもふたまたちよう)	東近江市松尾町 (まつおちよう)		
東近江市昭和町 (しょうわちよう)	東近江市御園町 (みそのちよう)		
東近江市神田町 (じんてんちよう)	東近江市三津屋町 (みつやちよう)		
東近江市聖徳町 (せいとくちよう)	東近江市緑町 (みどりまち)		
東近江市聖和町 (せいわちよう)	東近江市妙法寺町 (みょうほうじちよう)		
東近江市建部上中町 (たてべかみなかちよう)	東近江市八日市町 (ようかいちちよう)		
東近江市建部瓦屋寺町 (たてべかわらやちちよう)			



第9回 (3/25) 協議会の報告

3月25日(木)、永源寺町地域産業振興会館において、第9回合併協議会を開催し、新市まちづくり計画、平成16年度事業計画及び予算について協議、決定されました。また、「町名、字名の取扱いについて」の調整方針に基づき各市町で協議されていた町(丁目)名の報告と、合併協定書の内容が報告されました。



協議された事項

協議第51号

新市建設計画(新市まちづくり計画)について

前回の第8回協議会で、新市まちづくり計画の最終案が提案協議され、合併特例法に基づき滋賀県との協議を行っていました。このたび滋賀県から異議なしとの回答があったため、協議会での結果報告が行われました。これを受けて原案どおり新市まちづくり計画が決定されました。



協議第52号

平成16年度事業計画について

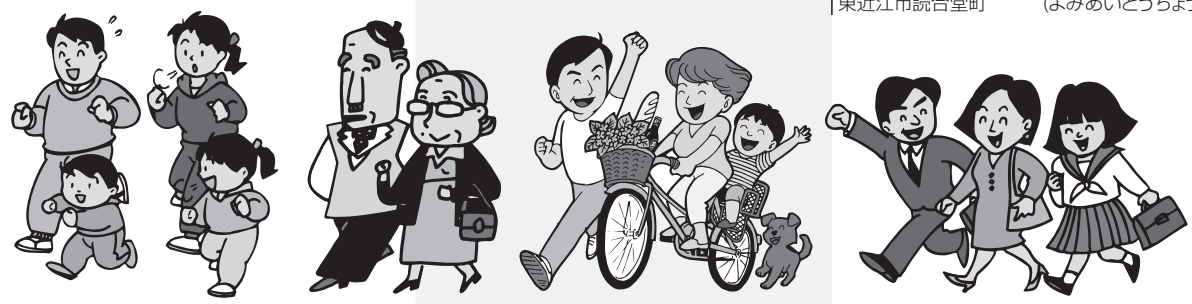
協議会だよりやホームページによる情報提供事業、新市の行政サービスに関する情報などをまとめたガイドブックの作成や市章の募集等合併準備事業などの平成16年度事業計画が決定されました。

協議第53号

平成16年度予算について

合併協議会の運営及び情報提供や合併準備事業などに要する49,66万7千円の予算が決定されました。

五個荘町	愛東町	湖東町
東近江市五個荘石川町 (ごかしょういしかわちよう)	東近江市青山町 (あおやまちよう)	東近江市池庄町 (いけしょうちよう)
東近江市五個荘石塚町 (ごかしょういしづかちよう)	東近江市池之尻町 (いけのしりちよう)	東近江市今在家町 (いまざいけちよう)
東近江市五個荘石馬寺町 (ごかしょういしばじちよう)	東近江市市ヶ原町 (いちがはらちよう)	東近江市大沢町 (おおざわちよう)
東近江市五個荘伊野部町 (ごかしょういのべちよう)	東近江市妹町 (いもとちよう)	東近江市大清水町 (おおしゅうずちよう)
東近江市五個荘奥町 (ごかしょうおくちよう)	東近江市上中野町 (うえなかのちよう)	東近江市長町 (おさちよう)
東近江市五個荘小幡町 (ごかしょうおばたちよう)	東近江市梅林町 (うめばやしちよう)	東近江市祇園町 (ぎおんちよう)
東近江市五個荘河曲町 (ごかしょうかまがりちよう)	東近江市大萩町 (おおはぎちよう)	東近江市北清水町 (きたしゅうずちよう)
東近江市五個荘川並町 (ごかしょうかわなみちよう)	東近江市大林町 (おおばやしちよう)	東近江市北花沢町 (きたはなざわちよう)
東近江市五個荘北町屋町 (ごかしょうきたまちやちよう)	東近江市小倉町 (おぐらちよう)	東近江市北菩提寺町 (きたぼだいじちよう)
東近江市五個荘木流町 (ごかしょうきながせちよう)	東近江市上岸本町 (かみぎしもとちよう)	東近江市小池町 (こいけちよう)
東近江市五個荘五位田町 (ごかしょうごいでちよう)	東近江市下中野町 (しもなかのちよう)	東近江市小田刈町 (こたかりちよう)
東近江市五個荘金堂町 (ごかしょうこんどうちよう)	東近江市曾根町 (そねちよう)	東近江市小八木町 (こやぎちよう)
東近江市五個荘七里町 (ごかしょうしちりちよう)	東近江市園町 (そのちよう)	東近江市下一色町 (しもいしきちよう)
東近江市五個荘清水鼻町 (ごかしょうしみずはなちよう)	東近江市大覚寺町 (だいかくじちよう)	東近江市下岸本町 (しもぎしもとちよう)
東近江市五個荘日吉町 (ごかしょうひよしちよう)	大字外は調整中	東近江市下里町 (しもざとちよう)
(現 大字下日吉)	東近江市中戸町 (なかとちよう)	東近江市清水中町 (しみずなかつちよう)
東近江市五個荘新堂町 (ごかしょうしんどうちよう)	東近江市鯉江町 (なますえちよう)	東近江市勝堂町 (しょうどうちよう)
東近江市五個荘竜田町 (ごかしょうたつたちよう)	東近江市百済寺甲町 (ひやくさいじこうちよう)	東近江市僧坊町 (そうぼうちよう)
東近江市五個荘塚本町 (ごかしょうつかもとちよう)	東近江市上山町 (かみやまちよう)	東近江市中一色町 (なかいしきちよう)
東近江市五個荘中町 (ごかしょうなかつちよう)	(現 大字百済寺乙)	東近江市中岸本町 (なかぎしもとちよう)
東近江市五個荘平阪町 (ごかしょうひらさかちよう)	東近江市百済寺本町 (ひやくさいじほんまち)	東近江市中里町 (なかざとちよう)
東近江市五個荘三俣町 (ごかしょうみつまたちよう)	(現 大字百済寺丙)	東近江市西菩提寺町 (にしぼだいじちよう)
東近江市宮荘町 (みやしょうちよう)	東近江市百済寺町 (ひやくさいじちよう)	東近江市平松町 (ひらまつちよう)
東近江市五個荘築瀬町 (ごかしょうやなせちよう)	(現 大字百済寺丁)	東近江市平柳町 (ひらやなぎちよう)
東近江市五個荘山本町 (ごかしょうやまもとちよう)	東近江市北坂町 (きたさかちよう)	東近江市南清水町 (みなみしゅうずちよう)
東近江市五個荘和田町 (ごかしょうわだちよう)	(現 大字百済寺戊)	東近江市南花沢町 (みなみはなざわちよう)
	東近江市平尾町 (ひらおちよう)	東近江市南菩提寺町 (みなみぼだいじちよう)
		東近江市湯屋町 (ゆやちよう)
		東近江市横溝町 (よこみぞちよう)
		東近江市読合堂町 (よみあいどうちよう)





左から 宮部湖東町長、植田愛東町長、前田五個荘町長、國松滋賀県知事、中村八日市市長、久田永源寺町長



東近江市誕生に向け ～合併協定調印式を開催～

5月20日(木)、八日市市の八日市商工会議所において、「八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協定調印式」が行われました。

調印式では、まずこれまでの合併協議の経過が報告され、続いて1市4町の議会議員や多くの来賓が見守る中、各市町長が合併協定書に調印しました。そのあと協議会委員全員が立会人として、また國松善次滋賀県知事が特別立会人としてそれぞれ協定書に署名されました。滋賀県内での合併協定書調印は、甲賀市、野洲市、湖南市(いずれも平成16年10月1日新市発足予定)に次いで4番目となります。

今後、1市4町の6月議会で合併関連議案が可決されれば、県知事へ合併申請書を提出し、県議会の議決を経て総務大臣の告示を受け、平成17年2月11日「東近江市」誕生を迎えることとなります。



▲國松県知事から各市町長に協定書が渡されました

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより 編集・発行／八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局
☎527-8527 滋賀県八日市市線町10番5号 ☎0748-24-0811 FAX.0748-20-0855 <http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/>

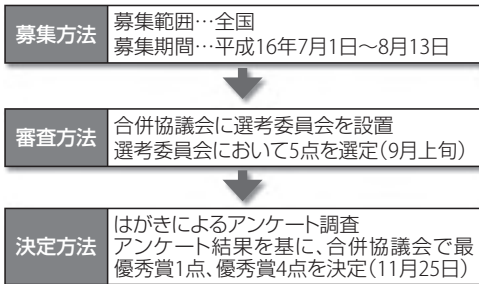


市章が決まるまで

◆市章決定までの考え方

新市の市民の一体感を築くため、住民の皆さんからの応募やアンケート調査によってデザインを決定していきます。

◆市章決定までの手順



◆募集要項や様式など詳しい応募方法は、6月の合併議決後、募集チラシを全戸配布する予定ですのでご覧ください。

4月28日(木)、五個荘町てんびんの里文化学習センターにおいて、第10回合併協議会を開催し、新市「東近江市」の市章デザインの決定方法について協議、決定されました。また、5月20日の合併協定調印式の内容や、公共的団体の取り組み状況等について報告がありました。

第10回(4/28)合併協議会の報告

協議された事項

○協議第54号 新市「東近江市」の市章

新市の市章決定までの日程や募集要項等が決定されました。具体的には左のとおり進められます。

デザイン決定方法について

6月議会において提案される合併関連議案

合併協定書の調印が終了し、各市町長はそれぞれの議会に合併の議案を提出します。その内容は、次のとおりです。

1. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合について

【概要】平成17年2月11日から八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃して、その区域をもって「東近江市」を設置することを滋賀県知事に申請する。

2. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

【概要】1市4町の財産は、すべて「東近江市」に帰属させる。

3. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

【概要】1市4町の議会の議員は、合併特例法を適用し、平成17年10月31日まで、引き続き「東近江市」の議会の議員として在任する。

4. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

【概要】「東近江市」の議会の議員の定数は、24人とする。



●第11回合併協議会開催のお知らせ

日時：平成16年7月29日(木) 午後2時から
場所：八日市市 八日市商工会議所
傍聴：定員60名(予定)



●お詫びと訂正

まち・未来通信の第7号の2ページに記載した「湖東町の合併後の住所表示」中、「東近江市小田刈町」は「東近江市小田刈町」の誤りでした。お詫びして訂正させていただきます。

1市4町の人口と世帯(平成16年6月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,648	6,471	12,068	5,668	9,130	78,985
男	22,691	3,063	5,907	2,774	4,431	38,866
女	22,957	3,408	6,161	2,894	4,699	40,119
世帯	16,484	1,918	3,833	1,503	2,503	26,241

合併協定書 (合併協定項目 42項目) に調印!



▲協定書に署名する協議会委員



▲協定書に調印する各市町長



主催者代表あいさつ (抜粋)

合併協議会会長
八日市市長 中村 功一

1市4町は、昭和の大合併で誕生して以来、ほぼ50年に渡り、それぞれの市や町が、福祉や教育の充実及び地域の活性化を目指し、地域の歴史・文化・自然など生かした個性あるまちづくりを進めてまいりました。しかしながら、近年、産業経済、政治、文化など全ての分野において、今までにない大きな変化が急速に押し寄せる時代が到来しております。私どもの地域の未来を考えたときに、こうした変化に即応できる、足腰の強い地方自治体の構築が不可欠となって参ります。将来の地域の発展、住民の幸せを求め、まちづくりを実現していくための手段として、正に日常の生活圏域を共にする1市4町が一つとなるのが最も望ましいとの判断に至り、合併に取り組むこととなり、昨年5月15日に任意の合併検討協議会、6月27日には法定協議会を設置し、以来、42の合併協定項目を審議、決定いただきました。

この間、協議会委員の皆様には、合併の必要性をご理解いただく中で、何とか合併を成就させようという同じ思いに立っていただき、常に建設的な考え方で熱心な審議を重ねていただきました。また、議会議員の皆様には、各市町の議会において、住民の立場、現在の市町の状況、新市としてのあるべき姿など様々な視点から、今日まで合併に向けて心強いご支援や貴重な助言をいただきました。地域住民の皆様には、合併へのご理解を賜り、住民説明会やシンポジウムにご参加いただき、多方面から貴重なご意見を拝聴させていただきました。

皆様からのお力添えのお陰を持ちまして、本日、調印式を迎えられましたことは、このうえない大きな喜びでありますと共に、新しいまち「東近江市」がスムーズに船出できますように、今後、準備万端整えていかなければならないという重責を、改めて痛感しております。

平成17年2月11日の新市誕生まで、9ヶ月足らずであります、「みんなで作る うるおいにぎわいのまち 東近江市」の実現に向け、1市4町がより団結し、その準備を進めて参りたいと考えております。

また、来月には、各市町の議会に、滋賀県知事への廃置分合申請などの合併関連議案を提案させていただき、ご審議いただく重要な時期を迎えることとなりますが、引き続き、ご出席の皆様をはじめ関係各位のより一層のご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、挨拶いたします。



ご 祝 辞 (抜粋)

滋賀県知事 國松 善次

八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町による合併協定調印式が滞りなく執り行われ、「東近江市」の誕生に向けた新たな1ページが刻まれましたことに対し、県民を代表いたしまして心からお祝い申し上げます。

八日市市、永源寺町、五個荘町におかれましては、これまでの異なる枠組みにより様々な議論が重ねられる中で、住民の皆さんの声に十分耳を傾けながら、今日の合併を決断されたところであります。また、愛東町、湖東町におかれましては、住民の日常生活圏を踏まえ、既存の広域圏のエリアを越える枠組みでの取り組みを選択されるなど、1市4町におかれましては、まさに住民参加により様々な議論を展開してこられたところであります。ここに至りますまでには、様々な課題に対し、お互いの立場を理解し、時として折り合いながら、見事に合意形成を図ってこられた市町長さんを始め、議会議員、合併協議会委員等の関係者の皆様のご尽力の賜に、心より敬意を表する次第であります。

新しい市は自然環境の豊かな地域であり、また奥深い歴史を併せ持つ、特徴ある地域であります。合併後のまちづくりビジョンとなり、新市建設計画には、当地域の固有の財産である自然や歴史を大切にしながら、暮らしの豊かさを実感できるまち、心の豊かさやふくらむまち、個性ある地域の連携による交流のまちの実現が描かれております。合併は決してゴールではなく、新しい歴史の始まりであり、まちづくりのスタートであります。この将来ビジョンの実現に向けた皆様方のさらなるご精進をご期待申し上げます。

各市町の議会議員の皆様におかれましては、合併議決におきましても、是非とも悔いのないご判断をいただきますようご期待申し上げますとともに、来年2月11日の「東近江市」の誕生を円滑に迎えられるよう、引き続きご努力を賜りますようお願い申し上げます。お祝いの言葉といたします。



▲多くの関係者の出席のもと調印式が行われました

合併協定書



合併協定書

1. 合併の方式

合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2. 合併の期日

合併の期日は、平成17年(2005年)2月11日とする。

3. 新市の名称

新市の名称は、ひがしおうみ し東近江市とする。

4. 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所は、新設せず、現八日市市役所を使用することとし、その位置は、八日市市緑町10番5号とする。
- (2) 新市の事務所とならなかった合併前の各町の事務所については、支所とする。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条の規定に基づき定めている現永源寺町役場政所支所については、出張所とする。

5. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定(議会の議員の在任に関する特例)を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 議会の議員の在任に関する特例適用後の新市の議会議員の定数は、24人とする。
- (3) 議会の議員の在任に関する特例適用満了に伴う第1回目の選挙は、市町毎に選挙区を設ける。

各選挙区における定数は、次のとおりとする。

- ・八日市市の選挙区 10人
- ・永源寺町の選挙区 3人
- ・五個荘町の選挙区 4人
- ・愛東町の選挙区 3人
- ・湖東町の選挙区 4人

6. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を設置することとし、その選挙委員の定数は法令に基づき類似都市を参考に合併時まで調整を行う。
ただし、平成17年7月19日までの間は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条の規定を適用し、各市町の農業委員会をそのまま引き継ぐ。
- (2) 新市の農業委員会の選挙は、選挙区を設け実施する。選挙区の区域は、新市の最初の選挙までに調整する。

7. 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- (4) 職員の給与については、新市において職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

8. 特別職の身分の取扱い

- (1) 各市町の特別職については、法令に基づき、合併の日の前日に全員失職する。
- (2) 新市における特別職については、下記のとおり取り扱う。
 - ① 常勤特別職については、新市において新たに選任する。
 - ② 行政委員会の特別職については、法令等の定めるところに従い調整する。
 - ③ 審議会・委員会等の附属機関及びその他の特別職については、現に各市町に設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、現行の制度をもとに統合・調整し、新市において新たに選任する。

9. 財産の取扱い

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 甲津畑財産区有財産は、甲津畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

10. 地方税の取扱い

- (1) 個人市民税の税率については、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による標準税率とする。普通徴収の納期は、八日市市、永源寺町、愛東町の例による。
- (2) 法人市民税の税率の均等割については、地方税法の規定による標準税率を採用し、八日市市、愛東町、湖東町の例によるものとし、法人割割については、同法の規定により八日市市の例による。納期は同法の規定により現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税の税率は、地方税法の規定による標準税率とする。納期は、八日市市、永源寺町、愛東町の例によるものとする。
- (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期は、永源寺町の例によるものとする。
- (5) 市たばこ税の税率及び納期については、現行のとおりとする。
- (6) 入湯税については、地方税法の規定による標準税率を採用し、愛東町の例により1人1日150円とする。

- (7) 都市計画税については、新市発足までに調整する。
- (8) 納期前納報奨金については、八日市市の例によるものとする。

11. 町名、字名の取扱い

- (1) 八日市市における「町」及び「丁目」、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字」の区域は、従前のとおりとする。
- (2) 八日市市における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」とする。
- (3) 永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ新市の「町名」とする。
- (4) 八日市市外町と愛東町大字外については、区分できるような新市までに調整するものとする。
- (5) 新市の「町名」「丁目名」については、上記調整方針を基本として、住民の意向を踏まえた後に決定する。

12. 慣行の取扱い

- (1) 市章は、原則として合併時までに決定し、新市において制定する。
- (2) 市民憲章、市の花、木、鳥および歌、各種宣言については、新市において制定の必要性を含め検討する。

13. 一部事務組合等の取扱い

八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併するにあたって加入している一部事務組合等については、次のとおりとする。

- (1) 合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加える。
 - ・ 八日市衛生プラント組合
 - ・ 中部清掃組合
 - ・ 東近江行政組合
 - ・ 布引斎苑組合
 - ・ 愛知郡広域行政組合
 - ・ 湖東広域衛生管理組合
 - ・ 滋賀県市町村交通災害共済組合
 - ・ 滋賀県市町村職員研修センター
 - ・ 滋賀県自治会館管理組合
 - 等
- (2) 合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退する。
 - ・ 滋賀県市町村職員退職手当組合
 - ・ 滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合
 - ・ 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町及び永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置
 - ・ 愛知川町、愛東町、湖東町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置
 - ・ 滋賀県町村土地開発公社
 - ・ 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会
 - 等
- (3) 合併時に統合再編するよう調整に努める。
 - ・ 八日市市、永源寺町、五個荘町及び能登川町介護認定審査会(共同設置)
 - ・ 愛東町介護認定審査会
 - ・ 湖東町介護認定審査会
 - ・ 財団法人八日市市コミュニティ振興事業団
 - ・ 財団法人湖東町生涯教育振興事業団
 - 等
- (4) 新市に引き継ぎ、新市の公社として存続するものとする。

- ・ 八日市市土地開発公社
- ・ 財団法人愛の田園振興公社
- 等

- (5) 合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託内容により合併の日に締結する。

- ・ 八日市市、蒲生町、日野町、永源寺町、五個荘町及び能登川町障害児通園(デイサービス)事業の事務委託に関する規約
- 等

14. 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

15. 組織及び事務機構の取扱い

組織及び事務機構の取扱いについての基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 合併の目的、効果の視点から
 - 高度化、多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる行財政基盤の充実を図ると共に、行政の効率化やスリム化を目的としていることから、現有施設の有効利用を基本に、その効果が期待できるように次の点に留意した組織・事務機構とする。
 - ① 組織の統廃合による職員数の適正化と専門化の推進
 - ② 指揮管理系統の簡素化
- (2) 住民サービスの視点から
 - 人口や面積等規模が拡大し、また現在の役場が支所に、支所が出張所になることから、現在の住民サービスの維持や新市における同一水準のサービス提供などができるように、次の点に留意した組織・事務機構とする。
 - ① 窓口サービス
 - ② 日常生活に関連する事務事業、サービス
 - ③ 地域の状況や特性に応じた地域的事業
- (3) 地域コミュニティ(住民自治)の視点から
 - それぞれの市町が有する伝統、文化、歴史、自然などの地域特性を生かし、今日まで培われてきた様々な地域活動や住民自治などを継続すると共に、地域特性に応じた新たなまちづくりが展開できるように、自治組織づくりなど地域コミュニティの推進に向けて支援、先導できる機能に留意した組織・事務機構とする。
- (4) 新市のまちづくりの視点から
 - 新市としての一体性を目指し、新市に引き継ぐ事務事業や新市まちづくり計画に基づくまちづくり施策などをスムーズに進めていくための組織・事務機構とする。
- (5) 円滑な移行を行うために
 - 合併という大きな変革に際して、行政運営が混乱することは回避しなければならない。また、住民においても困惑が生じることなく、分かり易い組織・事務機構とする必要がある。こうしたことに配慮し、一定の移行期間

を設け、激変を避けながら組織・事務機構を考えると
とする。

16. 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、下記の調整内容に基づき、各
団体と充分協議しながら統合・再編等の調整に努める。

ただし、特別な事情により統合・再編等が困難な団体は、
当分の間、現行のとおりとする。

- (1)各市町の区域で組織されている団体については、新市
の速やかな一体性を確保するため、基本的に合併時に
統合するよう調整に努める。
なお、各団体の実情により合併時に統合できない団体
については、合併後2年以内を目標に統合するよう調
整に努める。
- (2)各市町の区域を越えて組織されている団体について
は、区域の変更等、組織の再編に向け、検討が進めら
れるよう調整に努める。

17. 使用料、手数料等の取扱い

使用料及び手数料については、住民の一体性の確保を
図るとともに、「負担公平の原則」から可能な限り合併時
の統一に向け調整する。

ただし、各市町において入館料を定めている施設につ
いては、現行のとおりとする。

18. 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等
に配慮し、新市において調整する。

- (1)各市町で同一あるいは同種の補助金等については、関
係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2)各市町独自の補助金等については、従来からの実績等
を考慮し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3)整理統合できる補助金等については、統合、廃止でき
るよう調整する。

19. 各種事務事業の取扱い

19-1 消防防災関係事業

- (1)常備消防については、現行のとおり東近江行政組合消
防本部及び愛知郡広域行政組合消防本部で実施する。
- (2)地域防災計画及び水防計画については、合併時までに
計画(案)を作成し、新市において、ただちに防災会議
を開催し計画を策定する。
- (3)消防団は、合併時に統合する。
定数及び出動区域は、現行のとおりとする。
組織は、消防活動に支障がないよう分団編成に統一する。
なお、定数、組織、出動区域については、合併後3年以
内に見直しを行う。
- (4)防災施設・機械器具等については、現行のまま新市に引
き継ぎ、新市において地域防災計画に基づき整備する。

19-2 電算システム事業

電算システムについては、合併時に電算システムを統合
し、住民サービスの向上を図るよう調整する。

19-3 交通政策事業

- (1)地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。
- (2)循環バス事業は、合併時は現行のとおりとする。五個
荘町及び湖東町の循環バスは、合併時に新市の市役
所へ乗り入れられるよう調整する。

路線、運賃及び乗車割引等については、合併後2年以内
に新市循環バス事業として調整する。ただし、路線につ
いては公共交通空白地域を原則とし、公共施設や医療
機関等を結ぶ市民生活に密着した路線となるよう調整
する。

19-4 広報広聴関係事業

- (1)広報紙については、合併時に統合し広報活動の充実
に努める。
- (2)放送による広報については、現行のとおりとする。た
だし、住民サービスの公平性を考慮し、新市において
ケーブルテレビを導入する。
- (3)ホームページについては、合併時に新市のホームペ
ージを開設し、充実した行政情報の発信に努める。
- (4)広聴については、新市において広聴活動が充実する
よう調整に努める。

19-5 姉妹都市、国際交流事業

姉妹都市、友好都市、その他の都市との交流については、
原則として新市に引き継ぐものとする。ただし、交流事業
の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市にお
いて調整する。

19-6 コミュニティ施策

- (1)自治組織については、現行の自治会を基本に地区自治
連合会、新市自治連合会を設置する。
- (2)コミュニティ施策については、地域の自立を促し、自治活
動の活性化が図られるよう支援事業の調整に努める。

19-7 人権対策関係事業

- (1)人権対策事業については、これまでの取り組みの経緯
を踏まえ、新市発足後すみやかに人権条例を制定し事
業を推進する。
人権教育及び人権啓発については、人権教育推進協
議会と連携を図りながら、新市においても積極的に推
進する。
- (2)男女共同参画については、これまでの取り組みを踏
まえ、計画や推進体制の整備を図りつつ、男女共同参
画社会の早期実現をめざす。

19-8 生活環境事業

- (1)環境施策については、持続可能な社会の実現のため
新市発足後すみやかに環境基本条例を制定する。ま
た、条例に基づき良好な環境の保全と創造を図るため
の諸施策を総合的、計画的に推進する。
- (2)ごみ処理については、資源循環型社会の構築をめざ
し、これまでの地域の取り組みを生かしながら市民、事
業者、市の協働により、積極的にごみの減量化、資源化
を推進する。また、ごみの収集区域及び体制は、現行の
とおり新市に引き継ぐこととし、収集日・収集品目等
については、合併後2年以内を目途に調整する。

19-9 上・下水道事業

- (1) 八日市市上水道事業と五個荘町上水道事業については、新市の上水道事業として実施する。
永源寺町簡易水道事業については、新市の簡易水道事業として実施する。
愛東町、湖東町の上水道事業については、現行のとおり愛知郡広域行政組合で実施する。
- (2) 公共下水道事業に係る使用料については、平成17年度から統一する。また、受益者負担金(分担金)については、現行のとおりとする。
- (3) 農業集落排水事業に係る使用料金については、平成17年度から統一する。また、受益者分担金については、合併時に統一し、新規加入金は現行のとおりとする。
農業集落排水事業に係る施設管理積立基金については、合併時までまでに清算する。

19-10 高齢者福祉事業

- (1) 老人保健福祉計画については、平成18年度からの新たな計画を新市において策定する。ただし、平成17年度までは、各市町の計画を集合したものとす。
- (2) 国・県が定める制度で各市町が実施している事業については、新市に引き継ぐことを基本に調整する。
- (3) 各市町が独自に実施している制度・事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。

19-11 介護保険事業

- (1) 介護保険事業計画については、平成18年度からの新たな事業計画を新市において策定する。ただし、平成17年度までは各市町の計画を集合したものとす。
- (2) 第1号被保険者の保険料については、平成18年度の保険料改定に合わせ、適切な保険料を算定し統一する。ただし、平成17年度までは各市町の例による。
- (3) 低所得者対策事業については、社会福祉法人等の減免は廃止する。新市において新たな軽減措置事業を設けるよう調整する。
- (4) 介護認定審査会については、組織等について協議し、新市において単独で設置する方向で調整する。
- (5) 介護保険運営協議会については、委員構成を調整し、新市において新たに設置する。

19-12 障害者福祉事業

- (1) 国または県等が定めている制度で、各市町が実施している施策、事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 他市町と連携し広域で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 各市町が単独で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。ただし、統一が困難なものは合併後2年以内に調整する。

19-13 児童福祉事業

- (1) 児童福祉施策については、急速に進む少子化に対応するため次世代育成支援に向けた行動計画を策定し、新市において各種施策の展開を図る。

- (2) 保育所(園)については、現行のとおりとし、保育料は平成17年度から統一する。

19-14 病院(診療所)関係事業

- (1) 永源寺町、愛東町及び湖東町が運営する診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 診断書等の手数料については、合併時に統一する。

19-15 生活保護事業

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、国又は県等が定める制度に基づき実施する。

19-16 国民健康保険事業

- (1) 国民健康保険料(税)は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から保険料として統一する。
- (2) 保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費貸付・出産資金貸付は、合併時は現行のとおりとし平成17年度から統一して実施する。
- (3) 国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する。
- (4) 福祉医療費助成・福祉施術費助成のうち、県の補助制度によるものは県制度のとおりとし、市(町)単独事業については、対象者・給付基準等を見直したうえ、平成17年度から統一して実施する事業と、平成16年度をもって原則として廃止する事業に区分する。

19-17 保健衛生事業

母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施する。

19-18 建設関係事業

- (1) 道路河川整備事業については、継続中のものを新市に引き継ぐこととし、新規事業は新市において計画的に整備、推進する。
なお、市道以外の生活道路等整備については、地元要望を踏まえ自治会と市が事業費を負担して実施する。
- (2) 道路の維持管理については、基本的に現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 道路認定基準及び再編は、新市において定める。ただし、各市町における既認定路線は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 雪寒対策については、合併時は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな雪寒対策計画を策定する。
- (5) 公営住宅については、公営住宅ストック総合活用計画を新市において策定し、計画的に建て替え、改善等を実施する。
ただし、新市の計画策定までの間は、各市町の計画を引き継ぐ。
- (6) 公営住宅の家賃については、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、新市において決定する。
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)等関係事務については、合併時から八日市市の例を基本に実施する。

19-19 都市計画関係事業

- (1) 都市計画区域は、現行の区域を新市に引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画マスタープランは、新市において策定する。
- (3) 都市計画審議会は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき設置する。
- (4) 地籍調査は、新市において事業推進計画を定め各自治会や住民等の要望を勘案し実施する。

19-20 農林水産関係事業

- (1) 農業関係事業については、各種計画を新市において策定し、地域の特性を生かした農業諸施策を実施する。
- (2) 農村整備関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 林業関係事業については、森林整備計画を新市において策定し、保育事業・病害虫等防除事業・林道事業・治山事業等の林業諸施策を実施する。

19-21 商工・観光・労政関係事業

商工・観光・労政関係事業については、産業の振興及び地域活性化を図るため、新市において引き続き事業の推進に努めるものとする。

19-22 学校教育事業

- (1) 学校教育については、引き続き教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。
- (2) 幼稚園の運営方針・内容等については、新市において検討を行う。ただし、幼稚園保育料、保育時間及び預かり保育の運営については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一するよう調整する。
- (3) 学校給食事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において拡大を図るよう調整に努める。
- (4) 幼稚園、小・中学校の通園・通学区域及び通園・通学バス等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 奨学金貸付事業については、新市において新たな基準による奨学金貸付制度を設ける。

19-23 社会教育事業

- (1) 社会教育・社会体育・文化振興に関する制度及び事業等については、現行の内容を新市に引き継ぎ、一本化すべきものと地区単位で取り組むべきものに区分して実施する。
- (2) 文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その保存と活用に努める。
- (3) 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、館の連携によって相互利用が図れるよう新市において調整する。

20. 新市建設計画

新市建設計画は、別冊「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

※「新市まちづくり計画」は、1市4町の全世帯に概要版が配布されていますが、各市町合併担当課 及び 合併協議会事務局でも閲覧できます。

合併協定書署名人 (敬称略)

◇調印者

八日市市長 中村 功 一
 永源寺町長 久田元一郎
 五個荘町長 前田 清子
 愛東町長 植田茂太郎
 湖東町長 宮部 庄七

◇調印特別立会人

滋賀県知事 國松 善次

◇調印立会人

【八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会委員】

八日市市議会議長	志井 弘	永源寺町	小西 龍二
永源寺町議会議長	高橋辰次郎	永源寺町	疋出みゑ子
五個荘町議会議長	寺村茂和	五個荘町	足立 進
愛東町議会議長	鈴木重史	五個荘町	辻 裕子
湖東町議会議長	西澤英治	五個荘町	平居貞夫
八日市市議会	高村与吉	五個荘町	三輪 高裕
永源寺町議会	吉澤克美	愛東町	上川 裕子
五個荘町議会	杉山忠蔵	愛東町	川瀬重雄
愛東町議会	山本 清	愛東町	川副清厚
湖東町議会	植田 勲	愛東町	清水雅晴
八日市市	梶森幸子	湖東町	植田善夫
八日市市	武久健三	湖東町	清水重一
八日市市	田中敏彦	湖東町	野村 赤一
八日市市	山田儀左衛門	湖東町	廣田綾子
永源寺町	飯尾文右衛門	京都橘女子大学教授	織田直文
永源寺町	市田重太郎	東近江地域振興局長	西田 弘



◀ 國松滋賀県知事による署名



▲ 各市町議会議長による署名

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより

明日の郷
絆別6市町の心

新湖東スタジアム (中体連県大会より)

Gokasho Koto Aito Yokaichi Eigenji

東近江市誕生まで
あと
180日

2004
第8号
平成16年8月16日発行



▲国松滋賀県知事へ合併申請書を提出する1市4町の市町長

合併協定項目の協議の終了と合併協定書の調印を踏まえ、廃置分合(合併)関連4議案が八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町の6月定例議会に提案され、6月25日に1市4町とも賛成多数で可決されました。

これを受け、7月29日に1市4町の市町長がそろって滋賀県庁を訪れ、国松善次滋賀県知事に廃置分合(合併)の申請を行いました。

今後は、滋賀県議会での議決、知事の決定、総務大臣の告示を経て、平成17年2月11日に「東近江市」が誕生することになります。

※右のほり旗は、新市誕生の啓発活動として各所に設置しています。

合併申請書を提出

平成17年2月11日
「東近江市」誕生

第11回(7/29)協議会の報告

7月29日(木)、八日市商工会議所において第11回合併協議会を開催し、合併関連議案に係る1市4町議会の議決や滋賀県への廃置分合(合併)申請書提出について報告されました。
また、公共施設の名称変更などの報告と、特別職報酬等検討委員会の設置についてなどの議案について協議、決定されました。

協議された事項



○報告第16号
公共施設の名称について
前頁のとおり。

○報告第17号
町(丁目)名について
第9回協議会の報告以降、町名の決定または変更された地域の報告がありました。

【同「町名」の表示】
・八日市市外町
↳東近江市市外町(このちよこ)
・愛知郡愛東町大字外
↳東近江市愛東外町(あごとこのちよこ)

【変更】

・神崎郡永源寺町大字相合
↳変更前東近江市相合町
↳東近江市永源寺相合町
(えいげんじあいでにちよこ)
※本山永源寺と隣接しているため

○報告第18号

市章デザイン募集中間報告及び市章選考委員会委員について
7月28日現在の市章デザイン応募状況と、各市町からの推薦を含む次の6名の選考委員が報告されました。

- 中嶋 宏 (八日市市)
- 岡司 みどり(永源寺町)
- 森田 あみ (五個荘町)
- 清水 富男 (愛東町)
- 澤田 亜希 (湖東町)
- 北端 信彦 (大阪芸術大学教授)

○報告第19号

平成15年度事業報告について
協議会等会議の開催、協議会だより等の情報提供事業、新市まちづくり計画策定、その他事務事業調整等15年度の事業実績が報告されました。

協議された事項



○協議第55号

平成15年度歳入歳出決算の認定について
合併協議会の歳入歳出決算及び監査の報告があり、認定されました。

○協議第56号

特別職報酬等検討委員会の設置について
新市の市長や助役等の常勤特別職、議会議員、行政委員会の特別職の報酬等について検討するため、協議会委員と各市町から選出された者で構成する特別職報酬等検討委員会が設置されることと決定されました。

合併による住所表記変更に伴う手続き

平成17年2月11日から住所の表記が「東近江市」に変わることにより、国や県の機関等で住所変更の手続きが必要となる場合があります。現在、必要な手続きについては確認中です。今後協議会だより等でお知らせする予定です。

第12回合併協議会開催のお知らせ

日時：平成16年9月30日(木)午後2時から
場所：愛東町 総合福祉センター じゅぴあ
傍聴：定員40名(予定)



1市4町の人口と世帯(平成16年8月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,804	6,466	12,073	5,661	9,133	79,137
男	22,774	3,058	5,914	2,770	4,428	38,944
女	23,030	3,408	6,159	2,891	4,705	40,193
世帯	16,577	1,923	3,847	1,509	2,510	26,366

R100 この情報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

「東近江市」の市章デザイン募集は8月13日で終了いたしました



【今後の日程】

- ・選考委員会において5点を選定
..... 9月上旬
- ・合併協議会で5点を報告
..... 9月30日
- ・全世界を対象にアンケート調査
..... 10月1日～15日
- ・合併協議会で最優秀賞(採用作品)1点、優秀賞4点を決定
..... 11月25日

たくさんのご応募
ありがとうございました。

合併に伴う 新市の主な公共施設とその名称

合併に伴い、1市4町の公共施設の現在の名称については、一部変更されるところがあります。ここでは新市での主な公共施設とその名称についてお知らせします。



▲東近江市世界鳳博物館/八日市大風会
八日市

区分	現市・町	現在の施設名称	新市の施設名称
市役所・支所・出張所	八日市市	八日市市役所	東近江市役所
		八日市市役所別館 (八日市市勤労福祉会館)	東近江市役所別館
	永源寺町	永源寺町役場	東近江市永源寺支所
		永源寺町役場政所支所	東近江市政所出張所
	五個荘町	五個荘町役場	東近江市五個荘支所
	愛東町	愛東町役場	東近江市愛東支所
	湖東町	湖東町役場	東近江市湖東支所
幼稚園	八日市市	八日市市立平田幼稚園	東近江市立平田幼稚園
		市辺幼稚園	市辺幼稚園
		中野幼稚園	中野幼稚園
		八日市幼稚園	八日市幼稚園
		建部幼稚園	建部幼稚園
		八日市寺幼稚園	八日市寺幼稚園
		八日市野幼稚園	八日市野幼稚園
		玉緒幼稚園	玉緒幼稚園
	永源寺町	永源寺町立永源寺幼稚園	永源寺幼稚園
		市原幼稚園	市原幼稚園
	五個荘町	五個荘町立東幼稚園	五個荘東幼稚園
		南幼稚園	五個荘南幼稚園
		北幼稚園	五個荘北幼稚園
	愛東町	愛東町立愛東南幼稚園	愛東南幼稚園
		愛東北幼稚園	愛東北幼稚園
	湖東町	湖東町立湖東第1幼稚園	湖東第一幼稚園
		湖東第2幼稚園	湖東第二幼稚園
湖東第3幼稚園		湖東第三幼稚園	
小学校	八日市市	八日市市立八日市西小学校	八日市西小学校
		玉緒小学校	玉緒小学校
		御園小学校	御園小学校
		八日市北小学校	八日市北小学校
		八日市南小学校	八日市南小学校
	永源寺町	布引小学校	布引小学校
		永源寺町立市原小学校	市原小学校
		甲津畑小学校	甲津畑小学校
		山上小学校	山上小学校
	五個荘町	政所小学校	政所小学校
		五個荘町立五個荘小学校	五個荘小学校
		愛東町立愛東南小学校	愛東南小学校
	湖東町	愛東北小学校	愛東北小学校
		湖東町立湖東第1小学校	湖東第一小学校
湖東第2小学校		湖東第二小学校	
湖東第3小学校	湖東第三小学校		
中学校	八日市市	八日市市立玉園中学校	玉園中学校
		聖徳中学校	聖徳中学校
		船岡中学校	船岡中学校
	永源寺町	永源寺町立永源寺中学校	永源寺中学校
	五個荘町	五個荘町立五個荘中学校	五個荘中学校
愛東町	愛東町立愛東中学校	愛東中学校	
湖東町	湖東町立湖東中学校	湖東中学校	
保育園	八日市市	八日市市立聖徳保育園	聖徳保育園
		すみれ保育園	八日市すみれ保育園
		つつじ保育園	つつじ保育園
	永源寺町	みつくり保育園	みつくり保育園
		永源寺町立もみじ保育園	もみじ保育園
		かえで保育園	かえで保育園
五個荘町	五個荘町立すみれ保育所	五個荘すみれ保育園	
湖東町	ひばり保育園	ひばり保育園	

区分	現市・町	現在の施設名称
こどもの家	八日市市	八日市市立御園こどもの家
		南部こどもの家
		布引こどもの家
		八日市市玉緒学童保育所
児童館	八日市市	西部学童保育所
		八日市市立あかね児童館
		さつき児童館
図書館	五個荘町	五個荘町立まわり児童館
	湖東町	第一児童館(通称：童夢の館)
	八日市市	八日市市立図書館
	永源寺町	永源寺町立図書館
	五個荘町	五個荘町立図書館
	愛東町	愛東町図書サロン
	湖東町	湖東町立図書館
公民館	八日市市	八日市市立中央公民館
		中央公民館別館
		八日市公民館
		玉緒公民館
		御園公民館
		建部公民館
		南部公民館
		中野公民館
	市辺公民館	
	平田公民館	
	永源寺町	永源寺町山村開発センター
五個荘町	五個荘町公民館	
愛東町	愛東町公民館(愛東町文化センタ	
湖東町	湖東町公民館	
地域総合センター等	八日市市	八日市市立アミティーあかね
		小脇町宮会館
		小脇町宮教育集会所
		平田駅前教育集会所
	八日市市高層集会所	
愛東町	愛東町人権啓発センター	
教育集会所梅林会館		
福祉センター	八日市市	八日市市民福祉センター
	ハートピア八日市	
	五個荘町	五個荘町福祉センター
	愛東町	愛東町総合福祉センター(じゅ
保健センター	湖東町	湖東町福祉センター
	八日市市	八日市市保健センター
	永源寺町	永源寺町保健センター
	五個荘町	五個荘町保健センター
診療所	愛東町	(愛東町総合福祉センター)じゅ
	湖東町	湖東保健センター
	永源寺町	永源寺町国民健康保険診療所
	八日市市	国民健康保険 東部出張診療所
福祉施設	愛東町	愛東町国民健康保険あいとう診
	湖東町	湖東町診療センター
	八日市市	八日市市老人福祉センター(延
八日市市	ふれあいビレッジ	
永源寺町	ゆうあいの家	
湖東町	湖東町リハビリステーション	
湖東町	障害者生活ホーム	



▲東近江市木地師資料館(永源寺町)



▲東近江市織公園(五個荘町)



▲東近江市立愛東図書館(愛東町)



▲東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂(湖東町)

新市の施設名称	
東近江市立御園こどもの家	
〃 八日市南部こどもの家	
〃 布引こどもの家	
〃 玉緒こどもの家	
〃 八日市西部こどもの家	
〃 あかね児童館	
〃 さつき児童館	
〃 ひまわり児童館	
〃 湖東第一児童館 童夢の館	
〃 八日市図書館	
〃 永源寺図書館	
〃 五個荘図書館	
〃 愛東図書館	
〃 湖東図書館	
〃 中央公民館	
〃 中央公民館別館	
〃 八日市公民館	
〃 玉緒公民館	
〃 御園公民館	
〃 建部公民館	
〃 南部公民館	
〃 中野公民館	
〃 市辺公民館	
〃 平田公民館	
〃 永源寺公民館 センター永源寺	
〃 五個荘公民館	
〃 愛東公民館 愛東文化センター	
〃 湖東公民館	
〃 アミティーあかね	
〃 小脇町宮會館	
〃 小脇町宮教育集会所	
〃 平田駅前教育集会所	
〃 高屋集会所	
〃 愛東人権啓発センター	
〃 梅林教育集会所	
東近江市八日市福祉センター	
ハートピア八日市	
〃 五個荘福祉センター	
〃 愛東福祉センター じゅぴあ	
〃 湖東福祉センター	
〃 八日市保健センター	
〃 永源寺保健センター	
〃 五個荘保健センター	
〃 愛東保健センター	
〃 湖東保健センター	
〃 永源寺診療所	
〃 永源寺東部出張診療所	
〃 あいとう診療所	
〃 湖東診療所	
〃 老人福祉センター 延命荘	
〃 八日市ふれあいビレッジ	
〃 高齢者生活福祉センター	
ゆうあいの家	
〃 湖東リハビリステーション	
〃 湖東障害者生活ホーム	

区分	現市・町	現在の施設名称	新市の施設名称
産業振興施設	八日市市	八日市市公設地方卸売市場	東近江市八日市公設地方卸売市場
		林業村落民芸創作振興センター	〃 木地師資料館
		永源寺町特産物加工施設	〃 永源寺特産物加工施設
		〃 林業センター	〃 林業センター
		〃 愛郷の森	〃 愛郷の森
		〃 自然休養村管理センター	〃 自然休養村管理センター
	五個荘町	五個荘町農村環境改善センター	〃 五個荘農村環境改善センター
		〃 地域産業振興会館	〃 永源寺地域産業振興会館
	愛東町	あいとうマーガレットステーション	〃 あいとうマーガレットステーション
		愛東町いきいき元気館	〃 愛東いきいき元気館
	湖東町	湖東味咲館	〃 湖東味咲館
		八日市市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市	〃 勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市
	八日市市	〃 勤労福祉会館	〃 勤労福祉会館
		〃 勤労青少年ホーム	〃 勤労青少年ホーム
勤労者体育館		〃 勤労者体育館	
勤労者グラウンド		〃 勤労者グラウンド	
八日市市	世界風博物館八日市大風会館	〃 世界風博物館八日市大風会館	
	五個荘町歴史民俗資料館	〃 五個荘近江商人屋敷 藤井彦四郎邸	
	〃 近江商人屋敷(外村宇兵衛邸)	〃 五個荘近江商人屋敷 外村宇兵衛邸	
	〃 近江商人屋敷(外村繁邸)	〃 五個荘近江商人屋敷 外村繁邸	
	〃 あきんど大正館	〃 五個荘近江商人屋敷 中江準五郎邸	
湖東町	〃 歴史博物館	〃 近江商人博物館	
	湖東町歴史民俗資料館	〃 湖東歴史民俗資料館	
給食センター	永源寺町 永源寺町学校給食センター	〃 永源寺学校給食センター	
	五個荘町 五個荘町学校給食センター	〃 五個荘学校給食センター	
体験・学習施設	八日市市	八日市いきものふれあいの里 河辺いきもの森	〃 八日市いきものふれあいの里 河辺いきもの森
		永源寺町 ふるさと文化体験学習館	〃 ふるさと文化体験学習館
	五個荘町	五個荘町てんびんの里文化学習センター	〃 てんびんの里文化学習センター
		西堀榮三郎記念探検の殿堂	〃 西堀榮三郎記念探検の殿堂
	湖東町	湖東町コミュニティ カルチャーホール泰山閣	〃 泰山閣
		〃 すこやか杜キャンプ場	〃 すこやか杜キャンプ場
		〃 みずまの館	〃 みずまの館
		〃 ことうへムスロイド村	〃 ことうへムスロイド村
	八日市市	布引運動公園体育館	〃 布引運動公園体育館
		長山公園グラウンド	〃 長山公園グラウンド
小脇グラウンド		〃 小脇グラウンド	
平田グラウンド		〃 平田グラウンド	
八日市市 農業者トレーニングセンター		〃 トレーニングセンター	
永源寺町	永源寺町山村広場	〃 永源寺運動公園グラウンド	
	〃 農林漁業者等健康増進施設	〃 永源寺運動公園体育館	
五個荘町	五個荘町立町民体育館	〃 五個荘体育館	
	五個荘町農業者多目的研修集会施設		
	〃 町民広場	〃 五個荘野球場	
	〃 織公園野球場	〃 織公園野球場	
愛東町	〃 あじさい・さくら公園	〃 あじさい・さくら公園	
	愛東町おくの運動公園野球場	〃 おくの運動公園野球場	
湖東町	ひばり公園湖東スタジアム	〃 ひばり公園湖東スタジアム	
	湖東町民体育館	〃 湖東体育館	
	〃 町民プール	〃 湖東プール	
	〃 コミュニティスポーツセンター	〃 平成の杜体育館	
湖東町	〃 すこやか杜 サンスポーツランド野球場	〃 すこやか杜運動公園野球場	

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより



東近江市市章候補5作品を選定

～住民アンケートを実施中(10月20日まで)～

<p>1</p>	<p>東近江市の「ひ」と「o」から連想。滋賀県の中心から東西をつなぐ要のまちを白地の「ひ」、自然環境をグリーン、愛知川をブルーで表現。</p>	<p>市章は、新市を象徴する公のマークであり、その活用が新市の住民としての一体感や新市への愛着を生む役割を持ち合わせています。7月1日から8月13日までの間、全国へ市章デザインを募集した結果、1,777点の応募があり、このたび市章選考委員会において5点を選定されました。 この5点について、住民アンケートを実施し、11月の合併協議会で最優秀賞(採用作品)が決定する予定です。</p>
<p>2</p>	<p>東近江市の「ヒ」と「o」を組み合わせたデザインで、限りない未来へ向かって大きく飛躍する人の姿を表現。</p>	<p>4</p> <p>「ひ」の文字をモチーフに、未来へ向かって飛躍する東近江市民の姿を表現。人々が心豊かに暮らし、市の風土・自然(グリーン)、歴史(ブルー)とともに未来(レッド)へ力強く羽ばたく様子をシンボライズ。</p>
<p>3</p>	<p>東近江市の東(east)の「e」と「近」をモチーフに、グリーンは豊かな自然を、ブルーは清らかな川と環境を、レッドは活力を表現。全体として豊かで調和・発展・成長・連携・交流を表し、新生「東近江市」の将来像をシンボライズ。</p>	<p>5</p> <p>東近江市の頭文字「H」と「o」をモチーフに、希望に満ちた未来へ向け飛躍する、新生「東近江市」の姿をイメージしてデザイン化。いつまでも大切に残したい歴史・文化や豊かな自然をグリーンとブルー、新都市を創造していく人々をレッドで表現。</p>

編集・発行 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局
 ☎527-8527 滋賀県八日市市緑町10番5号 ☎0748-24-0811 FAX.0748-20-0855 <http://www.bcapp.co.jp/higashiomigappei>

第12回(9/30)協議会の報告

9月30日(木)、愛東町総合福祉センター「じゅぴあ」において、第12回合併協議会を開催し、公共施設の使用料や新市の組織及び事務機構などについて報告されました。

協議された事項

報告第20号

市章デザイン選考委員会報告について
市章選考委員会にて選定された5点の作品が報告され、最終の決定方法等が確認されました。(1ページ参照)
なお、市章デザイン募集の最終集計結果は次のとおりです。

募集期間	応募地域				
	区分	1市4町	県内 (1市4町除く)	県外	合計
7/1~8/13	応募点数	535	169	1,073	1,777
	応募者数	285	79	487	851



たくさんのお応募ありがとうございました。

報告第21号

組織及び事務機構について
東近江市の行政組織が決定しました。(2~3ページ参照)

報告第22号

公共施設の使用料について

合併後の公共施設の使用料が決定しました。詳しくは次号でお知らせします。



特別職報酬等検討委員会委員の紹介

新市の市長や助役等の常勤特別職、議会議員、行政委員会の特別職の給与や報酬について検討するため、新市特別職報酬等検討委員会が設置されることが第11回の協議会で決定され、このたびの11名の方に委員として就任いただきました。

(順不同、敬称略)

委員長	山田 儀左衛門				
副委員長	飯尾 文右衛門				
委員	辻 裕子	川瀬 重雄	清水 重一		
	大西 和彦	糟井 信吾	伊谷 徳一		
	鯉江 喜代治	川崎 一	松山 庄治		

秋のイベント情報

秋色が日ごとに深まり、1市4町でも各地域にちなんだ行事が繰り広げられます。これらは新市のイベントとして引き継がれます。皆さんもぜひ一度足を運んでみられてはいかがでしょうか。

- 大空と遊ぼうヨ!フェスタ (八日市市・10月16日)
- 湖東三山・永源寺周遊キャンペーン (永源寺町・10月30日~11月30日)



ふれあい広場

- ふれあい広場 (五個荘町・10月31日)
- 農業まつり (八日市市・11月3日)
- 二五八祭り (八日市市・11月3日)
- 八日市物産まつり (八日市市・11月3日)
- ことうふるさとまつり(湖東町・11月3日)
- 収穫祭(愛東町・11月14日)
- もみじまつり(永源寺町・11月13日、14日)



大空と遊ぼうヨ!フェスタ

1市4町の人口と世帯(平成16年10月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,770	6,417	12,083	5,653	9,126	79,049
男	22,763	3,057	5,921	2,769	4,423	38,933
女	23,007	3,360	6,162	2,884	4,703	40,116
世帯	16,546	1,879	3,871	1,509	2,500	26,305

第13回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成16年10月28日(木)午後2時から
場所:永源寺町地域産業振興会館
傍聴:定員40名(予定)



R100 この情報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

東近江市の 行政

■ 市長部局

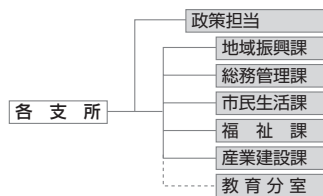


平成17年2月11日に発足への各種サービスの継続・待に応えることのできる行政くことのないよう、円滑に移

新市の行政組織のポイント

- 市民に馴染みのある、わかりや
・新市のスタイルは、馴染みがあり、
- 新たな機能を備えた行政組織
・各部に予算及び事業の進行管理、政特に本庁の部には政策室を設置し、
・各支所には支所長(部長級)を配置
・各種の公共施設については、利用実本庁の所管とし、身近な地域の施
- 新市まちづくりを先導する行
・市民主体のまちづくりを全市的に推
・地域の文化や歴史などの特性を生
・地域情報化の充実を目指し、ケーブ
・一人ひとりが輝く社会を目指して人
・市民とともに美しい景観づくりを進
・森林資源の保全と有効利用に取り
・合併協議事項の進行管理機能を一
・現在4町が実施している地域に密着

■ 支所



※H17.7.19までは、現行の1市4町
※林業事務所については永源寺
※永源寺支所に政所出張所を設



政所出張所

組織が決まりました。

する東近江市の組織・機構は、合併後も市民の皆さん維持や、市民ニーズへの柔軟な対応など、新市への期組織とすることが大切です。従って合併により混乱を招行できる体制を基本としています。



東近江市役所

すい行政組織

わかりやすい組織として『部－課－係』制を導入します。

策の企画立案等を行う機能として政策担当を配置します。本庁と各支所との業務の調整と連携を図ります。し、地域内での事業を推進します。態に即した位置付けを行い、全市的に事業を展開する施設設として活用する施設は支所所管とします。



永源寺支所



五個荘支所

政組織

進し、支援するための機能を設けます。
(まちづくり推進課、各支所地域振興課)

かしたまちづくりを推進します。
(企画部文化政策担当)

ルテレビ網の整備部署を置きます。
(情報推進課、CATV推進室)

権尊重、男女共同参画の環境づくりを進めます。
(人権部、男女共同参画課)

めします。
(花と緑の推進課)

組みます。
(林業事務所)

定期開設します。
(合併管理室)

した事業については、継続、維持できる体制を保持します。
(各支所市民生活課・・・窓口業務、ごみ対策事業)
(各支所福祉課・・・地域福祉)
(各支所産業建設課・・・農林振興)

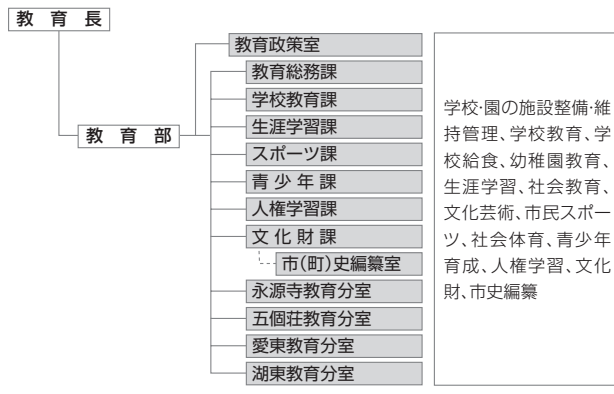


愛東支所

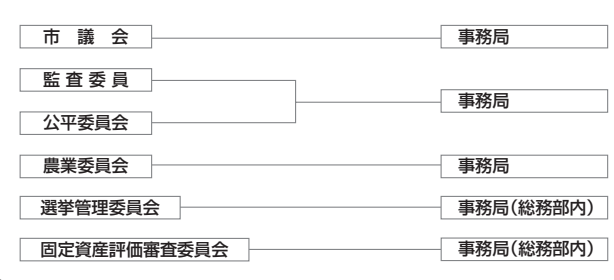


湖東支所

教育委員会部局



議会・行政委員会



- ・ 地域振興、自治会、消防防災、地区イベント
- ・ 戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録各届出・証明
- ・ 埋火葬の届出・許可
- ・ 一般廃棄物処理、飼犬登録
- ・ 国民健康保険、介護保険、医療、年金の申請・相談
- ・ 税務に関する証明、税相談、収納
- ・ 福祉関係申請受付、相談
- ・ 農業、林業、商業、観光の振興・相談
- ・ 道路、河川の管理・整備
- ・ 農村下水道施設の維持管理
- ・ 地域スポーツ、生涯学習

の農業委員会の事務局は、各支所産業建設課内に置かれます。支所に配置します。けます。

- ・ 自治会
- ・ 戸籍、住民票、印鑑登録各届出・証明
- ・ 埋火葬の届出・許可
- ・ 税務に関する証明、収納
- ・ その他届出受付、取り次ぎ

新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内

～国・県関係～

合併による住所表示の変更は、協議会日より第7号以降、随時お知らせしていますが、平成17年2月11日以降の住所が東近江市となることから、皆さんがお持ちの各種免許証、許可書、証明書など住所変更手続きが必要となってくる場合があります。

今回はそれらのうち、国・県等に関するものについてお知らせします。

なお、市町関係、その他については次回お知らせします。

- 詳しくは、表中の関係機関にお問い合わせください。
- 主な手続きを掲載しましたが、これ以外の手続きについては各関係機関にお問い合わせください。
- 法務局や公共職業安定所等、管轄が異なる機関については、現在区域変更の調整をされています。
- 住所変更の手続きは、来年2月11日以降でないといけませんので、ご注意ください。
- 変更手続きが必要な場合の「住所変更証明書」は、来年2月11日から本庁・各支所で無料交付します。

○法務局関係

問い合わせ 大津地方法務局 八日市出張所 彦根支局 (Tel.0748-22-0494) (Tel.0749-22-0291)

項目	手続方法・取り扱いなど
土地・建物登記簿 (不動産の所在)	所在地変更の手続きの必要はありません。 合併前の市町名は新市名に変更登記された見なす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、法務局の職権にて合併後随時書き換えが行われますが、書き換え前に謄本等が交付される際には「東近江市」に変更した旨が付記されます。
土地・建物登記簿 (不動産所有者・抵当権・仮登記権利者などの住所)	住所変更の手続きの必要はありません。 合併前の市町名は新市名に変更登記された見なす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、住所変更をしないと不都合が生じる場合は、新市で発行する住所変更の証明書等を登記申請書に添付して登記することができます。 (※住所変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)
商業・法人登記簿 (会社・法人の本店や主たる事務所の所在)	所在地変更の手続きの必要はありません。 法務局において職権で変更します。(支店・支社については「みなし規定」を適用)
商業・法人登記簿 (会社・法人の代表者・役員等の住所)	住所変更の手続きの必要はありません。 合併前の市町名は新市名に変更登記された見なす「みなし規定」があり、旧市町を「東近江市」と読み替えます。なお、住所変更をしないと不都合が生じる場合は、新市で発行する住所変更の証明書等を登記申請書に添付して登記することができます。 (※住所変更証明書が添付されているときは、登録免許税は無料です。)

○社会保険事務局関係

問い合わせ 滋賀社会保険事務局 彦根事務所 (Tel.0749-23-1111)

項目	手続方法・取り扱いなど
政府管掌健康保険被保険者証 健康保険高齢者受給者証	住所変更の手続きは、必要ありません。 後日、事業所を通じて新しい保険者証等への更新が行われます。
年金手帳・証書 (国民年金、厚生年金保険)	住所変更の手続きは、必要ありません。 手帳に記載の住所は、本人で書き換えをお願いします。
厚生年金保険加入事業所の住所	住所変更の手続きは必要ありません。



○運輸局等の関係

問い合わせ 近畿運輸局 滋賀運輸支局 軽自動車検査協会 滋賀事務所 (Tel.077-585-7251) (Tel.077-585-7103)

項目	手続方法・取り扱いなど
各種自動車の所有者及び使用者の住所変更 (自動車検査証など)	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 次回車検時に、新市で発行する住所変更証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。 また、次回車検までに、移転・抹消及び登録変更等の手続きを行う場合についても、同様に手続きを行ってください。
小型船舶操縦免許	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 次回の更新の際に、住所等の変更を併せて行います。

○その他国関係

項 目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
貸金業登録 第三者型発行者の前払式証票(商品券・プリペイドカード)の登録	合併後すみやかに登録事項の変更届を行ってください。	財務省近畿財務局 大津財務事務所 (Tel.077-522-6455)
たばこ小売販売業許可	住所変更の手続きは必要ありません。	
労働安全衛生法による免許証 技能講習修了証 労働保険適用事業所の住所 労災保険受給者の住所 雇用保険適用事業所の住所	住所変更の手続きは必要ありません。	滋賀労働局 (Tel.077-522-6648)
雇用保険失業給付の受給に係る住所	住所変更の手続きは必要ありません。 雇用保険受給手続のために、事業主から交付された離職票は、合併前のものでも使用できます。	八日市公共職業安定所 (Tel.0748-22-1020) 彦根公共職業安定所 (Tel.0749-22-2500)
各種税に関する届出 (個人事業開業届、酒類販売業免許等)	住所変更の手続きは必要ありません。	近江八幡税務署 (Tel.0748-33-3141) 彦根税務署 (Tel.0749-22-7640)
国民年金基金の加入者・受給者の住所	住所変更の手続きは必要ありません。	滋賀県国民年金基金 (Tel.077-525-9821)
船舶検査証書	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 次回船舶検査時に、新市で発行する住所変更証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。また、次回船舶検査までに、移転・抹消及び登録変更等の手続きを行う場合についても、同様に手続きを行ってください。	日本小型船舶検査機構 大津支部 (Tel.077-525-2687)

○滋賀県関係

問い合わせ 滋賀県庁

(Tel.077-524-1121)

項 目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
公益法人の定款または寄附行為	合併後すみやかに定款、寄附行為の変更とその届出の手続きを行ってください。 (許可の手続きは不要です。)	各所管課
図書等自動販売機設置届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁青少年室に提出してください。	青少年室
学校法人寄附行為変更認可申請書	所定の学校法人寄附行為変更届を提出してください。	総務課
位置(地番)変更届 学(園)則変更届	所定の位置等の変更届を提出してください。	
県有財産の借受・使用(連帯保証人を含む)許可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁予算調整課または各県有財産所管課に提出してください。	各県有財産所管課
不動産鑑定士(補)の登録(変更) 不動産鑑定業者の登録(変更)	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁土地対策室に提出してください。	土地対策室
水道事業の認可・確認申請	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 記載事項変更届に必要な事項を記入し、簡易水道は所轄保健所、専用水道は所在する市に提出してください。	生活衛生課
登録電気工事業者の登録 届出(みなし登録)電気工事業者の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	総合防災課
訪問介護員養成研修事業指定	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 訪問介護員養成研修事業変更届出書に必要な事項を記入し、県庁レイカディア推進課に提出してください。	レイカディア推進課

項 目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
障害者支援費制度指定居宅支援事業者・施設の指定	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁障害福祉課に提出してください。	障害福祉課
大規模小売店舗立地法変更届出(第6条第1項)	大規模小売店舗の名称・所在地、設置者・小売業者の名称・住所、法人の代表者を変更する場合は変更の手続きを行ってください。	中小企業振興課
認定職業訓練を行うものの事業所又は主たる事務所の所在地	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(正副2通)に変更内容を記入し、県庁労政能力開発課に提出してください。	労政能力開発課
計量証明事業登録 特定計量器製造(修理・販売)事業届 適正計量管理事業所の指定	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届(1通)に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県計量検定所に提出してください。	計量検定所 (TEL077-563-3145)
肥料販売業務の届出 特殊肥料生産業者の届出 普通肥料登録の申請	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	環境こだわり農業課
家畜商免許証 家畜市場登録 種畜証明書	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 (手数料要)	畜産課
地方卸売市場の開設許可 卸売業務の許可	合併後、名称変更等の手続きを行ってください。	農産流通課
水産業協同組合の定款	組合の地区の定款変更と変更認可申請を行ってください。	水産課
遊漁船業の登録	住所変更の手続きを行ってください。	
農業販売届 防除業届	住所変更の手続きが必要です。 詳しくは病害虫防除所へお問い合わせください。	病害虫防除所 (TEL0748-46-4926)
建設業の許可申請 解体工事業の登録 浄化槽工事業の登録 特別浄化槽工事業者の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁土木交通部監理課に提出してください。ただし、許可証等の再発行は行いません。	監理課
土地区画整理組合の定款(住所)の変更認可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 定款の変更を県庁都市計画課に提出してください。	都市計画課
土地区画整理組合の理事の住所届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 住所変更届を新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁都市計画課に提出してください。	
屋外広告業の届出	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 屋外広告業変更届出書に変更内容を記入し、県庁都市計画課に提出(1部)してください。	
屋外広告物の許可	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 住所氏名変更届に変更内容を記入し、各地域振興局管理建築課に提出してください。	各地域振興局 管理建築課
議員共済給付金受給権者	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の異動届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して議会事務局に提出してください。	議会事務局
国または県指定有形文化財等の所有者 または管理責任者の住所	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、指定書または認定書共に新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁文化財保護課に提出してください。	教育委員会事務局 文化財保護課
指定記念物の所有者又は管理責任者の住所	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、新市で発行される住所変更の証明書を添付して県庁文化財保護課に提出してください。	
博物館法、博物館の登録に関する規則に基づく設置者の住所変更	合併後10日以内に住所変更の手続きを行ってください。 所定の住所変更届に変更内容を記入し、関係書類を添付して県庁文化財保護課に提出してください。	
県立大学生	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。	県立大学

手続きが不要なもの	
○生活・衛生関係	食品衛生法に基づく営業許可、公衆浴場の営業許可、旅館業の営業許可、理容所・美容所・クリーニング所の検査確認、動物取扱業の届出、食品衛生管理者設置届、食品衛生責任者設置届 等
○工業・廃棄物関係	電気工事士免状(第一種、第二種)、危険物取扱者免状、消防設備士免状、一般廃棄物処理施設設置許可、産業廃棄物処理業許可、浄化槽保守点検業者登録 等
○農林業関係	農地法の許可、環境こだわり農業実施協定、環境こだわり農産物認証、動物診療施設の開設変更届出、木材業者登録、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護員身分証明書 等
○福祉・保健関係	養育医療券、育成医療券、小児慢性特定疾患医療受診券、特定疾患医療受給者証、結核患者票、感染症患者票、被爆者健康手帳、栄養士免許、調理師免許、身体障害者手帳、療育手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等
○医療関係	病院・診療所・助産所の許認可・届出、医師・看護師等免許証(国免許)、准看護師等免許証(県免許)、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所にかかる届出、薬局・医薬品販売業の許可、毒物劇物販売業等登録 等
○土木関係	道路・河川占用許可、普通河川占用許可、砂利採取計画の認可、岩石採取計画の認可、都市公園内行為許可、宅地建物取引業免許、宅地建物取引主任者登録、宅地建物取引主任者証、建築確認・建築許可・報告、浄化槽法による届出、租税特別措置法に基づく優良住宅認定 等
○教育文化関係	教育職員免許状、恩給受給者住所、県立高校生徒 等
○その他	特定非営利活動法人の認証、旅券(パスポート) 等

○警察関係

項 目	手続方法・取り扱いなど	担当部署
警備業認定証 警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証 警備員に係る検定合格証 風俗営業管理者証 銃砲刀剣類所持等取締法による許可証 猟銃等火薬類等の譲渡・譲受け許可証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、住所地(警備業認定証は主たる営業所の所在地)を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	八日市警察署 (Tel.0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel.0749-42-2025) 各生活安全課
風俗営業許可証 古物営業法による許可証 質屋許可証 金属くず商及び金属くず行商に関する条例による許可証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	八日市警察署 (Tel.0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel.0749-42-2025) 各交通課
自動車運転代行業の認定証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	八日市警察署 (Tel.0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel.0749-42-2025) 各交通課
安全運転管理者(副安全運転管理者)に関する届出書 自動車保管場所証明書	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署で手続きができます。 (手数料不要)	警察本部交通企画課 (Tel.077-522-1231)
緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定(届出確認)証	合併時に変更手続きは必要ありません。 住所の表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて行います。なお、希望される方は、警察本部交通企画課で手続きができます。 (手数料不要)	警察本部交通企画課 (Tel.077-522-1231)
駐車許可証 通行禁止道路通行許可証 道路使用許可証	合併時に変更手続きは必要ありません。 なお、希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きができます。 (手数料不要)	許可証を発行した警察署の交通課
自動車運転免許証	合併時に変更手続きは必要ありません。 次回の更新の際に住所等の変更を併せて行います。	八日市警察署 (Tel.0748-24-0110) 愛知川警察署 (Tel.0749-42-2025) 各交通課 滋賀県運転免許センター (Tel.077-585-1255)



八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより



市章決定! ~皆さんが選んだアンケート結果がまとまりました~



東京都府中市 野村和範さんの作品

(作品の趣旨)

東近江市の東(east)の「e」と「近」をモチーフに、グリーンは豊かな自然を、ブルーは清らかな川と環境を、レッドは活力を表現。全体として豊かさ・調和・発展・成長・連携・交流を表し、新生「東近江市」の将来像をシンボライズ。

作品	集計結果
	388人
	596人
	1,893人
	1,027人
	1,111人

10月1日から20日までの間、「東近江市」の市章について、最終候補の5作品の中から、東近江市に最もふさわしいと思われる作品に投票していただく住民アンケートを実施しました。このほどその結果に基づいて、合併協議会において採用作品となる最優秀賞が決定されました。

編集・発行／八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局
 ☎527-8527 滋賀県八日市市緑町10番5号 ☎0748-24-0811 FAX.0748-20-0855 <http://www.bcapp.co.jp/higashiomiagappei>

第13回(10/28)協議会の報告

10月28日(木)、永源寺町地域産業振興会館において、第13回合併協議会を開催し、町(丁目)名の変更の報告と、新市の市章について協議、決定されました。

報告された事項



○報告第23号
町(丁目)名について
次のとおり変更のあった地域の町(丁目)名の報告がありました。

現在の町(丁目)名	合併後	読み方
八日市市金屋一丁目	東近江市八日市金屋一丁目	ようかいちかなやいっちょうめ
〃 金屋二丁目	〃 八日市金屋二丁目	ようかいちかなやにちょうめ
〃 金屋三丁目	〃 八日市金屋三丁目	ようかいちかなやさんちょうめ
〃 上之町	〃 八日市上之町	ようかいちかみのちょう
〃 清水一丁目	〃 八日市清水一丁目	ようかいちしみずいっちょうめ
〃 清水二丁目	〃 八日市清水二丁目	ようかいちしみずにちょうめ
〃 清水三丁目	〃 八日市清水三丁目	ようかいちしみずさんちょうめ
〃 野々宮町	〃 八日市野々宮町	ようかいちのみやちょう
〃 浜野町	〃 八日市浜野町	ようかいちはまのちょう
〃 東浜町	〃 八日市東浜町	ようかいちひがしはまちょう
〃 東本町	〃 八日市東本町	ようかいちひがしほんまち
〃 本町	〃 八日市本町	ようかいちほんまち
〃 松尾町	〃 八日市松尾町	ようかいちまつおちょう
〃 緑町	〃 八日市緑町	ようかいちみどりまち

* 八日市市八日市町については変更なし(→東近江市八日市町)

新市の情報をケーブルテレビで!

情報化時代を迎えた今日、豊かな市民生活や活力ある地域産業を支えていくためには、その根幹となる都市基盤の一つとして、情報網の整備がたいへん重要です。また、合併する1市4町では、情報網の整備に格差があり、均衡ある都市の発展を図るためにその是正が急務となっています。こうしたことから東近江市では、既存のテレビ放送とともに、身近な話題や出来事、行政情報が手軽にお茶の間に届けられるケーブルテレビの整備を新市まちづくり計画の主要な事業と位置づけ、新市発足後ただちに整備することとしています。

サービス内容やスケジュール等詳細については、今後各地で説明会を開催する予定です。

【ケーブルテレビ事業のサービス内容】

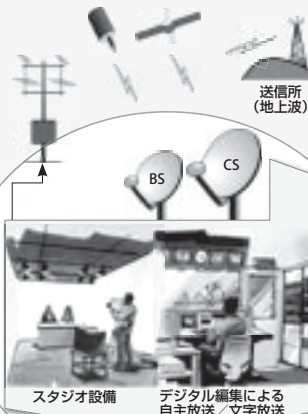
自主放送・文字放送番組

地域に密着した行事、話題や生活情報をお届けする東近江市だけの番組を提供します。



多チャンネル放送

アンテナ不要の鮮明映像で、地上波、BSやCSの衛星放送からスポーツ・映画・子ども向け番組をご覧いただけます。



音声告知(緊急)放送

行政情報等のお知らせや災害発生時の緊急告知放送をはじめ、学校区や自治会単位など地域を限定したページング放送ができます。

加入者間無料電話

加入者間の通話が無料になるIP電話接続サービスです。市外へもお得な料金で接続できます。

インターネット(別契約)

最大30Mbpsの高速ブロードバンド。つながりばなしでも料金は定額です。

ケーブルテレビQ&A

Q いつから使えるの?

A 平成17年度に整備を開始し、平成18年秋の開局・放送を目指しています。

Q 費用はどのくらい?

A 初期費用

- ・加入料金 30,000円
- ・引込み工事費 35,000円

加入促進期間中なら

無料です。

* 宅内工事費が別途必要となります。

月額利用料が必要です

提供を受ける番組の内容により異なります。(1,500円~3,500円)

Q ケーブルテレビについての説明会や申し込みは?

A 今後、地区別や地域別に説明会を開催する予定です。申し込みはその後となりますが、詳細については決まり次第お知らせする予定です。

協議された事項



○協議第57号
新市の市章決定について
住民アンケートの結果に基づき、東近江市の市章が決定されました。

滋賀県議会でも1市4町の合併関連議案が可決されました!
10月18日、滋賀県議会定例会において、平成17年2月11日から八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五箇荘町、愛知郡愛東町および同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置する廃置分合(合併)に関する議案が可決され、このたび滋賀県知事から総務大臣への届出がなされました。これを受けて、総務大臣が官報に告示した時点で合併の効力が発生し、来年2月11日に新市「東近江市」が誕生することになります。

●第14回合併協議会開催のお知らせ



日時:平成16年11月25日(木)午後2時から
場所:湖東町みすまの館(ひばり公園内)
傍聴:定員40名(予定)

【年賀はがき記入例】

年賀状の発売が始まりました。来年2月11日に東近江市が誕生することから、お出しになる年賀状などには、住所表示が変更されるお知らせの記入をお勧めします！



謹賀新年

2005

市町村合併により、平成17年2月11日から住所表示が変更されます。

〒527-0039

(旧住所) 滋賀県八日市市青葉町○番○号

(新住所) 滋賀県東近江市青葉町○番○号

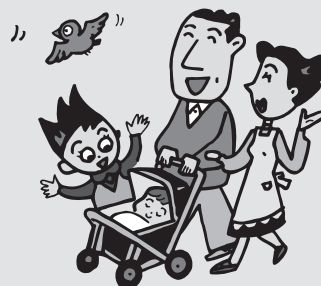


東近江 太郎子
太花子

☎0748-22-0000

合併後の住所表示をお確かめください!!

八日市市		永源寺町	
東近江市青葉町 (あおばちょう)	東近江市建部北町 (たてべきたちょう)	東近江市永源寺相谷町 (えいげんじあいだにちょう)	東近江市池之脇町 (いけのわきちょう)
東近江市池田町 (いけだちょう)	東近江市建部堺町 (たてべさかいちょう)	東近江市石谷町 (いしだにちょう)	東近江市市原野町 (いちはらのちょう)
東近江市市辺町 (いちのべちょう)	東近江市建部下野町 (たてべしものちょう)	東近江市市原野町 (いちはらのちょう)	東近江市一式町 (いっしきちょう)
東近江市今崎町 (いまさきちょう)	東近江市建部日吉町 (たてべひよしちょう)	東近江市茨川町 (いばらかわちょう)	東近江市上二俣町 (かみふたまたちょう)
東近江市今堀町 (いまほりちょう)	東近江市建部南町 (たてべみなみちょう)	東近江市萱尾町 (かやおちょう)	東近江市君ヶ畑町 (きみがはたちょう)
東近江市今堀町 (いまほりちょう)	東近江市寺町 (てらちょう)	東近江市黄和田町 (きわだちょう)	東近江市九居瀬町 (くいげちょう)
東近江市瓜生津町 (うりうづちょう)	東近江市土器町 (どきちょう)	東近江市甲津畑町 (こうづはたちょう)	東近江市佐目町 (さめちょう)
東近江市大森町 (おおもりちょう)	東近江市外町 (とのちょう)	東近江市新出町 (しんでちょう)	東近江市高木町 (たかぎちょう)
東近江市岡田町 (おかだちょう)	東近江市中野町 (なかのちょう)	東近江市永源寺高野町 (えいげんじたかのちょう)	東近江市蓼畑町 (たてはたちょう)
東近江市沖野一丁目 (おきのいっちょうめ)	東近江市中羽田町 (なかはねだちょう)	東近江市蛭谷町 (ひるたにちょう)	東近江市政所町 (まんどころちょう)
東近江市沖野二丁目 (おきのにちょうめ)	東近江市中小路町 (なごおじちょう)	東近江市箕川町 (みのがわちょう)	東近江市山上町 (やまかみちょう)
東近江市沖野三丁目 (おきのさんちょうめ)	東近江市西中野町 (にしなかのちょう)	東近江市和南町 (わなみちょう)	
東近江市沖野四丁目 (おきのよんちょうめ)	東近江市糠塚町 (ぬかづかちょう)		
東近江市沖野五丁目 (おきのごちょうめ)	東近江市布引台一丁目 (ぬのびきだいいっちょうめ)		
東近江市小脇町 (おわきちょう)	東近江市布引台二丁目 (ぬのびきだいにちょうめ)		
東近江市柏木町 (かしわぎちょう)	東近江市野口町 (のぐちちょう)		
東近江市春日町 (かすがちょう)	東近江市八日市野々宮町 (ようかいちののみやちょう)		
東近江市八日市金屋一丁目 (ようかいちかなやいっちょうめ)	東近江市野村町 (のむらちょう)		
東近江市八日市金屋二丁目 (ようかいちかなやにちょうめ)	東近江市八日市浜野町 (ようかいちはまのちょう)		
東近江市八日市金屋三丁目 (ようかいちかなやさんちょうめ)	東近江市林田町 (はやしだちょう)		
東近江市上大森町 (かみおおもりちょう)	東近江市東今崎町 (ひがしいまさきちょう)		
東近江市八日市之上町 (ようかいちかみのちょう)	東近江市東沖野一丁目 (ひがしおきのいっちょうめ)		
東近江市上羽田町 (かみはねだちょう)	東近江市東沖野二丁目 (ひがしおきのにちょうめ)		
東近江市上平木町 (かみひらぎちょう)	東近江市東沖野三丁目 (ひがしおきのさんちょうめ)		
東近江市川合寺町 (かわいでらちょう)	東近江市東沖野四丁目 (ひがしおきのよんちょうめ)		
東近江市小今町 (こいまちょう)	東近江市東沖野五丁目 (ひがしおきのごちょうめ)		
東近江市五智町 (ごちちょう)	東近江市東中野町 (ひがしなかのちょう)		
東近江市幸町 (さいわいちょう)	東近江市八日市東浜町 (ようかいちひがしはまちょう)		
東近江市栄町 (さかえまち)	東近江市八日市東本町 (ようかいちひがしほんまち)		
東近江市尻無町 (しなしちょう)	東近江市ひばり丘町 (ひばりおかちょう)		
東近江市芝原町 (しばはらちょう)	東近江市平田町 (ひらたちょう)		
東近江市柴原南町 (しばはらみなみちょう)	東近江市布施町 (ふせちょう)		
東近江市八日市清水一丁目 (ようかいちしみずいっちょうめ)	東近江市礼の辻一丁目 (ふだのつじいっちょうめ)		
東近江市八日市清水二丁目 (ようかいちしみずにちょうめ)	東近江市礼の辻二丁目 (ふだのつじにちょうめ)		
東近江市八日市清水三丁目 (ようかいちしみずさんちょうめ)	東近江市蛇溝町 (へびみぞちょう)		
東近江市下羽田町 (しもはねだちょう)	東近江市八日市本町 (ようかいちほんまち)		
東近江市下二俣町 (しもふたまたちょう)	東近江市八日市松尾町 (ようかいちまつおちょう)		
東近江市昭和町 (しょうわちょう)	東近江市御園町 (みそのちょう)		
東近江市神田町 (じんてんちょう)	東近江市三津屋町 (みつやちょう)		
東近江市聖徳町 (せいとくちょう)	東近江市八日市緑町 (ようかいちみどりまち)		
東近江市聖和町 (せいわちょう)	東近江市妙法寺町 (みょうほうじちょう)		
東近江市建部上中町 (たてべかみなかちょう)	東近江市八日市町 (ようかいちちょう)		
東近江市建部瓦屋寺町 (たてべかわらやじちょう)			



郵便番号
番 地
電話番号

は変わりません。

ここに注目!!



合併後の
住所表示は
こう変わります!!

新市の町(丁目)名の表示は、協議会だより第7号
でお知らせしましたが、それ以降の変更を含め、
最終の確認がなされましたのでお知らせします。

(旧町字名の五十音順)

五個荘町	愛東町	湖東町
東近江市五個荘石川町 (こがしゅういしかわちよう)	東近江市青山町 (あおやまちよう)	東近江市池庄町 (いけしょうちよう)
東近江市五個荘石塚町 (こがしゅういしづかちよう)	東近江市池之尻町 (いけのしりのちよう)	東近江市今在家町 (いまざいけちよう)
東近江市五個荘石高寺町 (こがしゅういしほじちよう)	東近江市市ヶ原町 (いちがはらちよう)	東近江市大沢町 (おおざわちよう)
東近江市五個荘伊野郎町 (こがしゅういのべちよう)	東近江市妹町 (いもとちよう)	東近江市大清水町 (おおしゅうすちよう)
東近江市五個荘岡町 (こがしゅうおくちよう)	東近江市上中野町 (うえなかのちよう)	東近江市長町 (おさちよう)
東近江市五個荘小幡町 (こがしゅうおばたちよう)	東近江市梅林町 (うめばやしちよう)	東近江市老圃町 (びおんちよう)
東近江市五個荘河由町 (こがしゅうかまがりちよう)	東近江市大森町 (おおはぎちよう)	東近江市北清水町 (きたしゅうすちよう)
東近江市五個荘川並町 (こがしゅうかわなみちよう)	東近江市大林町 (おおばやしちよう)	東近江市北花沢町 (きたはなざわちよう)
東近江市五個荘北岡町 (こがしゅうきたまちちよう)	東近江市小倉町 (おくらちよう)	東近江市北高徳寺町 (きたたけだいにちよう)
東近江市五個荘木洗町 (こがしゅうきながせちよう)	東近江市上岸本町 (かみぎしもとちよう)	東近江市小治町 (こいげちよう)
東近江市五個荘五松田町 (こがしゅうごいでちよう)	東近江市下中野町 (しもなかのちよう)	東近江市小田町 (こたかりちよう)
東近江市五個荘金堂町 (こがしゅうこんどうちよう)	東近江市曾根町 (そねちよう)	東近江市小八木町 (こやぎちよう)
東近江市五個荘七里町 (こがしゅうしちりちよう)	東近江市園町 (そのちよう)	東近江市下一色町 (しもいしきちよう)
東近江市五個荘清水郷町 (こがしゅうしみずはなちよう)	東近江市大覚寺町 (だいかくじちよう)	東近江市下岸本町 (しもぎしもとちよう)
東近江市五個荘日吉町 (こがしゅうひよしちよう) (現 大字下日吉)	東近江市愛東外町 (あいとうとのちよう)	東近江市下里町 (しもざとちよう)
東近江市五個荘新堂町 (こがしゅうしんどうちよう)	東近江市中戸町 (なかとちよう)	東近江市清水中町 (しゅうすなかつちよう)
東近江市五個荘竜田町 (こがしゅうたつたちよう)	東近江市龍江町 (なますえちよう)	東近江市善堂町 (しやうどうちよう)
東近江市五個荘原本町 (こがしゅうつかもとちよう)	東近江市百濟寺甲町 (ひやくさいじこうちよう)	東近江市僧坊町 (そうぼうちよう)
東近江市五個荘中町 (こがしゅうなかつちよう) (現 大字百濟寺乙)	東近江市上山町 (かみやまちよう)	東近江市中一色町 (なかいしきちよう)
東近江市五個荘平坂町 (こがしゅうひらさかちよう)	東近江市百濟寺本町 (ひやくさいじほんまち) (現 大字百濟寺丙)	東近江市中岸本町 (なかぎしもとちよう)
東近江市五個荘三保町 (こがしゅうみつぼたちよう)	東近江市百濟寺町 (ひやくさいじちよう) (現 大字百濟寺丁)	東近江市中里町 (なかざとちよう)
東近江市宮荘町 (みやしょうちよう)	東近江市北坂町 (きたさかちよう) (現 大字百濟寺戊)	東近江市西高徳寺町 (にしほだいにちよう)
東近江市五個荘藤瀬町 (こがしゅうふせちよう)	東近江市平尾町 (ひらおちよう)	東近江市平松町 (ひらやなぎちよう)
東近江市五個荘山本町 (こがしゅうやまもとちよう)		東近江市南清水町 (みなみしゅうすちよう)
東近江市五個荘和田町 (こがしゅうわだちよう)		東近江市南花沢町 (みなみはなざわちよう)
		東近江市南高徳寺町 (みなみほだいにちよう)
		東近江市瀬原町 (せやちよう)
		東近江市穂満町 (ほこみでちよう)
		東近江市読合堂町 (よみあいでちよう)

【住所表示変更例】

(合併前)	(合併後)
八日市市沖野一丁目△番□号	⇒ 東近江市沖野一丁目△番□号
八日市市小脇町△番地の□	⇒ 東近江市小脇町△番地□
神崎郡永源寺町大字山上△番地の□	⇒ 東近江市山上町△番地□
神崎郡五個荘町大字石川△番地	⇒ 東近江市五個荘石川町△番地
愛知郡愛東町大字青山△番地の□	⇒ 東近江市青山町△番地□
愛知郡湖東町大字池庄△番地	⇒ 東近江市池庄町△番地

※合併にあわせて、住民票などの
住所の番地表示が統一されます。

例 123番地の45
⇒ 123番地45
……「の」が省略されます。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより

あつしに出現し地No
母屋番号No(111)

東近江市へ輝望(きぼう)の灯
永源寺町・七みじまつり前夜祭の灯籠点灯

Gokasho Koto Aito
Yokaichi Eigenji

東近江市誕生まで
あと
58日

まち・未来通信
2004
特集号
平成16年12月15日発行

総務大臣告示により合併が決定!

平成16年11月18日 木曜日

○総務省告示第九百十五号
市町の廃置分合
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃し、その区域をもって東近江市を設置する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年二月十一日からその効力を生ずるものとする。
平成十六年十一月十八日
総務大臣 麻生 太郎

官報
編集・印刷
株式会社印刷局

法律に基づくすべての
合併手続きが終了しました

八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の1市4町の合併による「東近江市」の設置が、11月18日(木)の総務大臣の告示(官報)により、正式に決定しました。

これにより、地方自治法及び合併の特例に関する法律等に基づいた合併に関する手続きはすべて完了し、来年2月11日(日)より「東近江市」が誕生します。

なお、官報告示の全文は次のとおりです。

編集・発行 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局
☎527-8527 滋賀県八日市市緑町10番5号 ☎0748-24-0811 FAX:0748-20-0855 <http://www.bcacp.co.jp/higashiomigappei>

第14回(11/25)協議会の報告

11月25日(木)、湖東町みずまの館において、第14回合併協議会を開催し、総務大臣からの合併の告示についての報告とともに、合併時までに調整することとなりました農業委員会の委員の定数及び都市計画税の取扱いについての報告がなされ、承認されました。また、特別職報酬等検討委員会の報告がされました。

報告された事項



○報告第24号

農業委員会の委員の定数について
第1回の協議会で、「平成17年7月19日までは、法律に基づき1市4町のそれぞれの農業委員会をそのまま引き継ぐ」とことが決定されましたが、このたびそれ以降の各市農業委員会の選挙委員の定数を25人とする事が報告、了承されました。なお、新市の選挙は選挙区を設け実施され、その定員は次のとおりとなります。

合併前の八日市市	8人
(建部地区を除く)の区域	3人
合併前の永源寺町の区域	3人
合併前の五個荘町と八日市市建部地区の区域	3人
合併前の愛東町の区域	5人
合併前の湖東町の区域	6人

○報告第25号

地方税の取扱いについて
新市の都市計画税については、現行のとおりとする。(税率については、新市発足時までに決定する。)

特別職報酬等検討委員会報告の内容

協議会で報告された内容は次のとおりです。

- 常勤の特別職(教育長を含む)の職員の給与

・市長	900,000円/月	・助役	750,000円/月
・収入役	700,000円/月	・教育長	700,000円/月
・市長職務執行者	900,000円/月(2/11~新市市長就任まで)		

- 議会の議員の報酬(17年11月~)

・議長	460,000円/月(特例期間中)	430,000円/月
・副議長	390,000円/月("	360,000円/月)
・議員	370,000円/月	

※議会の議員については、特例期間中(17年10月31日まで)は、現行の各市町の報酬額をそのまま維持する。議長・副議長については、八日市市の報酬額を採用する。

- 行政委員会の委員の報酬

・教育委員会		
委員長	53,000円/月	委員 42,000円/月
・選挙管理委員会		
委員長	27,000円/月	委員 22,000円/月
・公平委員会		
委員長	5,000円/日	委員 5,000円/日
・監査委員		
識見者	80,000円/月	議会選出 28,000円/月
・固定資産評価審査委員会		
委員長	5,000円/日	委員 5,000円/日
・農業委員会		
会長	50,000円/月	副会長 38,000円/月
委員	34,000円/月	

※農業委員会については、特例期間中(17年7月19日まで)は、現行の市町の報酬額をそのまま維持する。

○報告第26号
特別職報酬等検討委員会報告について
特別職報酬等検討委員会で検討された新市の三役、議会議員及び行政委員会の報酬等の額について報告されました。



●第15回 合併協議会開催のお知らせ

日時:平成17年1月27日(木)
午後2時から
場所:八日市市
八日市商工会議所
傍聴:定員50名(予定)



1市4町の人口と世帯(平成16年12月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,798	6,416	12,098	5,665	9,128	79,105
男	22,785	3,053	5,929	2,774	4,430	38,971
女	23,013	3,363	6,169	2,891	4,698	40,134
世帯	16,599	1,895	3,884	1,516	2,505	26,399

R100 この情報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

新しい住所表示に伴う変更手続きのご案内

～市関係、その他～

協議会だより第9号で、住所表示の変更に伴う手続きのうち、国・県等に関するものについてお知らせしましたが、今回は、登録・証明書など市に關係するもの、金融關係その他についてお知らせします。

- 詳しくは、市担当部署または關係機關にお問い合わせください。
- なお、住所変更の手續きは、来年2月11日以降でないといけませんので、ご注意ください。
- 変更手續きが必要な場合の「住所変更証明書」は、来年2月11日から本庁・各支所で無料交付します。

○届出・証明

	項 目	手續方法・取り扱いなど
住民登録	住民票・戸籍	住所変更の手續きは必要ありません。
	住民基本台帳カード 電子証明書(公的認証サービス)	住民基本台帳カード※の交換が必要です。 電子証明書の交付を受けている方は、再交付が必要となります。 対象者の方には、合併までに交換などの方法についてご連絡いたしますので、合併後(2月14日以降)住民基本台帳カードをお持ちのうえ、窓口までお越しください。
	印鑑登録カード	シティカード※に交換が必要です。 シティカードへの交換は、合併後(2月14日以降)、証明書を申請される時などに、合併前の市町発行の印鑑登録カードをお持ちのうえ、本庁・支所・出張所の窓口までお越しください。 概ね、合併後1年以内には交換をお済ませくださいようお願いいたします。 なお、2月15日～28日の間は、本庁・支所において、午後8時まで交換を行います。(土日を除く)
	湖東タウンカード〈湖東町〉	シティカードに交換が必要です。 手續きは、印鑑登録カードと同様です。
	外国人登録証	住所変更の手續きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。

※住民基本台帳カードとは……

- ☆住民票の写しの広域交付
→全国の市町村で交付できます
- ☆公的個人認証サービスの電子証明書などの保存用カード
→国税の電子申告や申請など
- ☆公的な身分証明書(写真付を選択された場合)
→運転免許証等をお持ちでない方など



※シティカード(証明書自動交付機利用カード)とは……

新市では、証明書自動交付機を設置します。交付機を利用すると申請書を書く手間が省けます。自動交付機を利用できるシティカードは2月14日から発行します。

☆交付できるもの 住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書	☆設置場所 本庁及び各支所
☆利用時間 毎日午前8:30～午後8:00 ただし、12月29日～1月3日と毎月第3水曜日(休・祝日の場合は翌日)は 保守点検のため休止	

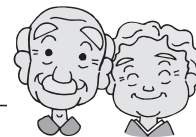


○税等

	項 目	手續方法・取り扱いなど
税	法人市町民税に係る法人等の所在地の届出 市町県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出	住所変更の手續きは必要ありません。
原付等	原動機付自転車(125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(農耕作業用等)	住所変更の手續きは必要ありません。 現在交付されている標識(ナンバープレート)は、合併後もそのまま使用できます。

○国保・医療

	項 目	手続方法・取り扱いなど
国民健康保険	国民健康保険被保険者証 国民健康保険退職被保険者証 国民健康保険標準負担額減額認定証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 国民健康保険特定疾病療養受給者証 国民健康保険被保険者資格証明証	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい被保険者証等を送付いたします。
	老人保健法医療受給者証 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 老人保健特定疾病療養受療証	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい受給者証等を送付いたします。
	福祉医療費受給券 老人福祉医療費受給券 重度心身障害老人等福祉助成券	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい受給券等を送付いたします。



○福祉

	項 目	手続方法・取り扱いなど	
福祉手帳等	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当証書 児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、記載の住所の変更を希望される方は、合併後に担当窓口で手続きを行ってください。	
	知的障害者入所施設医療費受診券	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、平成17年3月末に、平成17年4月1日以降に使用できる新しい受診券を送付いたします。	
	支援費制度	身体障害者居宅受給者証 身体障害者施設受給者証 知的障害者居宅受給者証 知的障害者施設受給者証 児童居宅受給者証	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、新しい受給者証については、合併後すみやかに送付します。
	介護保険	介護保険被保険者証 介護保険資格者証 介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証 介護保険利用者負担額減額・免除認定証 訪問介護利用者負担額減額認定証 社会福祉法人等利用者負担減免確認書 障害者控除対象者認定証	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 なお、要介護(支援)認定を受けている方には、新しい被保険者証及び資格者証を、合併後すみやかに送付します。

○保健

	項 目	手続方法・取り扱いなど
母子保健	母子健康手帳 母子健康手帳別冊 乳幼児健康診査質問票(予防接種予診表含む) 健康手帳	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。

○生活・環境・産業

	項 目	手続方法・取り扱いなど
交通	交通災害共済加入者	住所変更の手続きは必要ありません
上下水	指定給水装置工事事業者 下水道排水設備指定工事店証 浄化槽設置届	住所変更の手続きは必要ありません
生活環境	犬の飼い主の住所 布引山霊苑使用許可 特定工場設置届	住所変更の手続きは必要ありません
農業	農業者年金被保険者証 農業者年金証書	住所変更の手続きは必要ありません



○その他

	項 目	手続方法・取り扱いなど
その他	入札参加資格審査申請書	住所変更の手続きは必要ありません。 申請書に記載の住所については、合併後は「東近江市」等に読み替えます。 なお、平成17年度分の申請については、平成16年12月～平成17年1月中旬の期間に各市町の契約担当窓口にて受付を行います。(1市4町外の方は八日市市が窓口)
	図書利用カード	住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。 ただし、カードを発行された図書館以外で利用する場合は、利用する図書館のカードを新たに発行いたします。

○金融・保険・証券など

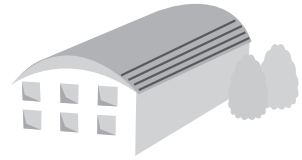
	項 目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
金融機関	預金通帳 定期預金証書 キャッシュカード ローン等	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、当座預金やローン、融資取引のある方については手続きが必要となります。 詳しくは各金融機関の窓口にお問い合わせください。 (滋賀銀行、びわこ銀行、湖東信用金庫、滋賀中央信用金庫、近畿労働金庫、滋賀県民信用組合は、上記のとおり。他の金融機関については、お問い合わせください。)	各金融機関窓口
農協	JA貯金 ローン JA共済	住所変更の手続きは必要ありません。	グリーン近江農業協同組合 TEL 0748-25-5100 湖東農業協同組合 TEL 0749-45-0551
クレジット	クレジットカード	各社取り扱いが異なります。 詳しくは各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。	各クレジットカード会社 窓口
保険	生命保険・損害保険	各社取り扱いが異なります。 詳しくは各保険会社の窓口にお問い合わせください。	各保険会社窓口
証券	株券等有価証券	一般的に住所変更の手続きが必要となります。 詳しくは各証券会社の窓口にお問い合わせください。	各証券会社窓口
郵便	郵便番号	郵便番号の変更はありません。	各郵便局窓口
	郵便貯金通帳 郵便貯金 キャッシュカード	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、非課税郵便貯金をご利用の方は、「非課税郵便貯金に関する異動届出書」の提出が必要となりますので、お近くの郵便局の窓口までお問い合わせください。	
	簡易保険証書	住所変更の手続きは必要ありません。	
農業共済	農業共済	住所変更の手続きは必要ありません。	東近江農業共済組合 TEL 0748-20-5225 愛知農業共済組合 TEL 0749-37-2618

○電気・電話など

	項 目	手続方法・取り扱いなど	問い合わせ
電気	電気使用申込者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、請求書は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	関西電力(株)八日市営業所 TEL 0748-22-2111
電話	電話番号	電話番号の変更はありません。	NTT局番なし116 ※NTT以外の電話については、契約電話会社にお問い合わせください。
	固定電話等に関する契約	NTTへの住所変更の手続きは必要ありませんが、マイライン等で各社と契約されている方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各契約電話会社にお問い合わせください。 また、NTT発行の電話帳の住所については、次回発行時に住所の更新がされます。 なお、NTTの場合、請求書は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	
その他	NHK受信契約	住所変更の手続きは必要ありません。 請求書は、合併後しばらくは旧住所で送付されますが、順次新住所に変更されます。	NHK大津放送局 TEL 077-521-3083

新市の公共施設の使用料について

公共施設の使用料については、平成17年2月11日(合併時)の利用から次のとおりとなります。

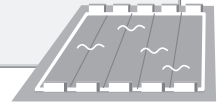


【算定方法】

1市4町の所有する公共施設の使用料については、様々な料金体系や土日夜間の割増しなどがあります。これらを統一し、わかりやすい料金体系とするため、床面積、施設の規模・形態等を基準として、1時間または1回単位の設定としました。

なお、冷暖房使用時は、使用料の50%割増しとなります。

また、市民以外の方の利用については、使用料を2倍とします。(プール、弓道場を除く。)
(なお、減免措置等については、各施設へおたずねください。)



【生涯学習関係・福祉・その他の施設】

①ホール(固定席)

基準：施設のグレードによる

2,500円/時間
2,000円/時間

②多目的ホール

基準：床面積

300㎡以下 1,000円/時間
300㎡を超えるもの 1,500円/時間

③研修室・会議室・和室・調理室等

基準：床面積

50㎡以下 150円/時間
50㎡を超え100㎡以下 250円/時間
100㎡を超えるもの 500円/時間

【児童館】

④会議室・和室・ホール等

基準：床面積

50㎡以下 50円/時間
50㎡を超え100㎡以下 100円/時間
100㎡を超えるもの 150円/時間

【地域総合センター等】

⑤研修室・会議室・和室・調理室等

基準：床面積

50㎡以下 50円/時間
50㎡を超え100㎡以下 100円/時間
100㎡を超えるもの 150円/時間

【体育施設】

A 体育館

基準：床面積

バレーボールコート1面相当面積 400円/時間
上記未滿 200円/時間

B テニスコート

基準：1面当り

屋外 300円/時間
屋内 600円/時間
※照明料金は別途設ける。

C 野球場

スタジアム 1,500円/時間
(現行のとおり)
その他 400円/時間
※照明料金、その他の施設利用は別途設ける。

D グラウンド

基準：面積

ソフトボール1面相当面積 200円/時間
※照明料金は別途設ける。

E トレーニングルーム

基準：1回

250円/回

F プール

基準：1回(時間制限、年齢区分あり)

大人 500円/回
中学生以下 250円/回

G 弓道場

現行のとおり



【主な公共施設の使用料】

区分	現市町	新市の施設名称 (現在の施設名称)	区分	使用料	照明料
体育施設	八日市市	東近江市布引運動公園 (布引運動公園)	大アリーナ(3面)	1面400円/時間 (ただし全面の場合は 1000円/時間)	特殊照明 全灯400円/時間 半灯200円/時間
			小アリーナ	400円/時間	
			トレーニング室	250円/回	
			武道場	400円/時間	
			プール(大人)	500円/回	
			プール(中学生以下)	250円/回	
			弓道場	<個人使用> 午前・午後1人200円/回 夜間1人300円/回 <貸切使用は別途>	
			多目的広場	200円/時間	
		東近江市長山公園 (長山公園)	グラウンド(4面)	1面200円/時間	A面のみ 2,000円/時間
			テニスコート(2面)	1面300円/時間	1面300円/時間
			ふれあいグラウンド	200円/時間	
		東近江市平田グラウンド (平田グラウンド)	グラウンド	200円/時間	1,000円/時間
		東近江市トレーニングセンター (八日市市農業者トレーニングセンター)	体育館(2面)	1面400円/時間	
		永源寺町	東近江市永源寺運動公園 (永源寺町農林漁業者等健康増進施設、永源寺町山村広場)	体育館(2面)	1面400円/時間
	グラウンド(2面)			1面200円/時間	全灯1,500円/時間 半灯1,000円/時間
	五個荘町	東近江市織公園 (五個荘町織公園)	テニスコート(2面)	1面300円/時間	1面300円/時間
			野球場	400円/時間	2,000円/時間
			ソフトボール場	200円/時間	1,000円/時間
		東近江市五個荘体育館 (五個荘町立町民体育館、五個荘町農業者多目的研修集会施設)	体育館(大)(2面)	1面400円/時間	
	体育館(小)		400円/時間		
	愛東町	東近江市おくの運動公園 (愛東町おくの運動公園)	体育館(2面)	1面400円/時間	
			軽運動室	200円/時間	
			野球場	400円/時間	2,000円/時間
			グラウンド(2面)	1面200円/時間	1面1,000円/時間
			多目的広場	200円/時間	
			テニスコート(3面)	1面300円/時間	1面300円/時間
	湖東町	東近江市ひばり公園 (ひばり公園)	湖東スタジアム(野球場)	1,500円/時間 <付属設備等は別途>	全灯 10,000円/時間 半灯 6,000円/時間 1/4点灯 3,000円/時間
			ひばりグラウンド(2面)	1面200円/時間	現在工事中
			テニスコート(4面)	1面300円/時間	1面300円/時間
			ひばりドーム (屋内テニスコート2面)	1面600円/時間	1面400円/時間
パークゴルフ場			400円/回		
東近江市湖東体育館 (湖東町民体育館)		体育館(2面)	1面400円/時間		
東近江市平成の杜体育館 (湖東町コミュニティスポーツセンター)		体育館	400円/時間		
東近江市すこやか杜運動公園 (湖東町すこやか杜サンスポーツランド)		テニスコート(2面)	1面300円/時間	1面300円/時間	
		野球場	400円/時間	2,000円/時間	
東近江市湖東プール (湖東町町民プール)		プール(大人)	500円/回		
	プール(中学生以下)	250円/回			

※体育施設内の会議室、付属設備の使用料は別途必要です。

区分	現市町	新市の施設名称 (現在の施設名称)	部屋名	使用料 1時間当り	
公民館	八日市市	東近江市立中央公民館 (八日市市立中央公民館)	大集会室	1,500円	
			第1研修室	150円	
			第2研修室	150円	
			第1会議室	250円	
			第2会議室	150円	
			第3会議室	250円	
		東近江市立八日市公民館 (八日市市立八日市公民館)	第1和室	150円	
			第2和室	150円	
			調理実習室	250円	
			和室	150円	
		東近江市立中央公民館別館 (八日市市立中央公民館別館)	研修室	150円	
			集会室 1	250円	
		東近江市立玉緒公民館 (八日市市立玉緒公民館)	集会室 2	250円	
			研修室	150円	
			和室 1	150円	
			和室 2	150円	
			調理実習室	150円	
		東近江市立御園公民館 (八日市市立御園公民館)	大会議室	500円	
			研修室	150円	
			和室	250円	
			調理実習室	150円	
		東近江市立建部公民館 (八日市市立建部公民館)	大会議室	500円	
			研修室	150円	
			和室	250円	
		東近江市立南部公民館 (八日市市立南部公民館)	調理実習室	150円	
			研修室	250円	
			ホール	250円	
			和室	150円	
		東近江市立中野公民館 (八日市市立中野公民館)	小会議室	150円	
			調理実習室	150円	
			大ホール	250円	
			小ホール	150円	
			小集会室	150円	
		東近江市立市辺公民館 (八日市市立市辺公民館)	和室 1	150円	
			和室 2	150円	
			調理実習室	150円	
			研修室	250円	
		東近江市立平田公民館 (八日市市立平田公民館)	小集会室	150円	
			大会議室	250円	
			和室 1	150円	
			和室 2	150円	
		永源寺町	東近江市立永源寺公民館 センター永源寺 (永源寺町山村開発センター)	調理実習室	150円
				ホール	250円
				大集会室	1,000円
				研修室	150円
				小集会室	150円
				和室 1	150円
和室 2	150円				
調理室	150円				
談話室	150円				
大ホール	1,000円				
五個荘町	東近江市立五個荘公民館 (五個荘町公民館)	第1会議室	150円		
		第2会議室	150円		
		第3会議室	150円		
		研修室	150円		
		教養室	250円		
		和室	250円		
		調理室	250円		
		大会議室	250円		
		相談室	150円		
		ホール	2,500円		
愛東町	東近江市立愛東公民館 愛東文化センター (愛東町文化センター)	会議室Ⅰ	500円		
		会議室Ⅱ	150円		
		会議室Ⅲ	150円		
		多目的集会室	500円		

区分	現市町	新市の施設名称 (現在の施設名称)	部屋名	使用料 1時間当り
公民館	愛東町	東近江市立愛東公民館 愛東文化センター (愛東町文化センター)	休養室	150円
			調理実習室	250円
			相談室	150円
	湖東町	東近江市立湖東公民館 (湖東町農村環境改善センター)	ホール控室	150円
			多目的ホール	1,500円
			大会議室	500円
			会議室	250円
			研修室 1	150円
			研修室 2	150円
			相談室	150円
視聴覚室	250円			
調理室	150円			
和室	250円			
勤労者施設	八日市市	東近江市勤労福祉会館 (八日市市勤労福祉会館)	大ホール	1,000円
			中ホール	250円
			会議室 1	250円
			会議室 2	250円
			研修室	250円
	八日市市	東近江市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市 (八日市市勤労者総合福祉センター 「ウェルネス八日市」)	教養文化室 1	150円
			教養文化室 2	150円
			体育館	400円
			エクササイズルーム	200円
			東近江市勤労者体育館(勤労者体育館)	体育館(2面)
東近江市勤労者グラウンド(勤労者グラウンド)	グラウンド	200円		
永源寺町	東近江市政所生活改善センター (永源寺町生活改善センター)	大会議室	250円	
		和室	150円	
		調理実習室	150円	
	東近江市林業センター (永源寺町林業センター)	集会室	250円	
		研修室	150円	
		会議室	150円	
		林業相談室	150円	
	実技訓練室	150円		
	展示図書室	150円		
	東近江市永源寺地域産業振興会館 (永源寺町地域産業振興会館)	もみじホール	1,000円	
201研修室		250円		
301研修室		250円		
302研修室		250円		
文化教養室		250円		
和室	150円			
実習室	500円			
東近江市ふるさと文化体験学習館 (ふるさと文化体験学習館)	体験道場	1,500円		
	まちづくり会議室	250円		
	研修室	250円		
	和室	500円		
調理室	250円			
五個荘町	東近江市五個荘農村環境改善センター (五個荘町農村環境改善センター)	研修室	150円	
		会議室	500円	
		農産加工実習室	250円	
		文化ホール	2,000円	
		A/Vルーム	500円	
	東近江市てんびんの里文化学習センター (五個荘町てんびんの里文化学習センター)	ミュージックスタジオ	250円	
		美術工作室	250円	
		和室	150円	
		楽屋	150円	
		1階和室 1	150円	
湖東町	東近江市泰山閣 (湖東町コミュニティカルチャーホール泰山閣)	1階和室 2	150円	
		2階和室 1	150円	
		2階和室 2	150円	
		茶室	150円	
		大研修室	1,000円	
	東近江市みすまの館 (湖東町みすまの館)	中研修室 1	250円	
		中研修室 2	250円	
		研修室和室 1	150円	
		研修室和室 2	150円	
		研修室和室 3	150円	
東近江市錬成館(錬成館)	軽運動室	200円		

※福祉施設、地域総合センター等は掲載しておりません。
各施設へお尋ねください。